説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル

【仮登録】

第１４版　２０２６年8月１９日

このマニュアルでは、2024年度以降の新規認定申請（※）または変更認定申請（※）を
行う前に必要な説明会の開催にあたる、説明会情報の事前の登録方法について説明します

※一部の申請においては仮登録は不要になりますので、
　それぞれ以下のページにて対象であるかの確認をお願いいたします。
・新規認定申請の場合：**P.2**
・変更認定申請の場合：**P.45**

目次

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら



1.新規認定申請

・対象およびフロー ・・・P.2

・仮登録手順 ・・・P.7

・仮登録情報の参照手順 ・・・P.32

・仮登録情報の削除手順 ・・・P.37

・仮登録後の本登録手順 ・・・P.40

2.変更認定申請

・対象およびフロー ・・・P.45

・仮登録手順 ・・・P.48

・仮登録情報の参照手順 ・・・P.77

・仮登録情報の削除手順 ・・・P.83

・仮登録後の本登録手順 ・・・P.86

3.本登録時の記載事項

・事前周知措置概要報告書 ・・・P.91

4.入札対象規模の事業が事業計画提出後に行う仮登録

・仮登録手順 ・・・P.92

5.複数回説明会開催のための説明会情報の追加登録

・登録手順 ・・・P.96

対象およびフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

認定申請の前に説明会開催情報等の仮登録が必要な対象は、
以下の「**説明会の開催を求める**」と定められた範囲に該当する事業となります。

	住宅用太陽光（※２）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧（50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※１）外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない（努力義務として求める）	説明会以外の手法での事前周知を求める（※３、※４）	説明会の開催を求める（※４）
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※１）内				

（※１）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
（※２）10kW未満の太陽光発電事業を指す。
（※３）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
（※４）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

事業ごとに大きく４つにフローが分かれます。詳細は各ページを参照してください。

・**仮登録必須の事業の場合：P.3参照**
・**入札対象規模の事業が事業計画提出前に仮登録を行う場合：P.4参照**
・**入札対象規模の事業が事業計画提出後に仮登録を行う場合：P.5参照**
・**仮登録任意の事業の場合：P.6参照**

仮登録必須の事業の場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

対象ページにて「**説明会の開催を求める**」と定められた範囲に該当する事業のフローは以下の通りとなります。
申請の本登録の前に必ず説明会情報等の仮登録が必要となり、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
原則として、最後に開催した説明会から３ヶ月経過後、本登録が可能です。
※認定申請までの規定の時期に複数回の説明会開催が必要な事業において、当初仮登録時に時期が確定しておらず本登録までの間に事後的に登録（当該説明会においても仮登録後２週間の公表期間は必要となります。）する場合はP.96の手順を参照してください。

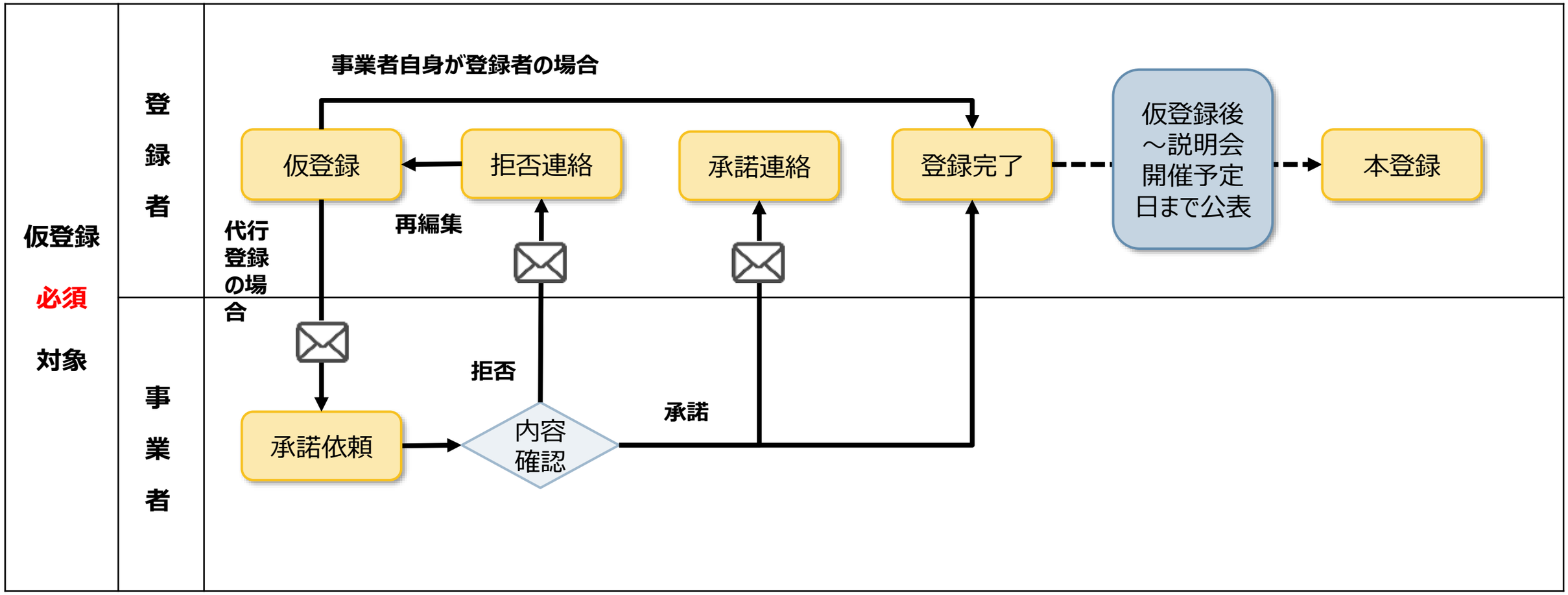

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

入札対象規模の事業が事業計画提出前に仮登録を行う場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出前に仮登録を行う場合は以下の通りとなります。
仮登録完了後の事業計画登録は入札回毎に定められた事業計画受付期間のみ可能です。
代行登録の場合、事業計画登録までに承諾を終えている必要がありますのでご注意ください。

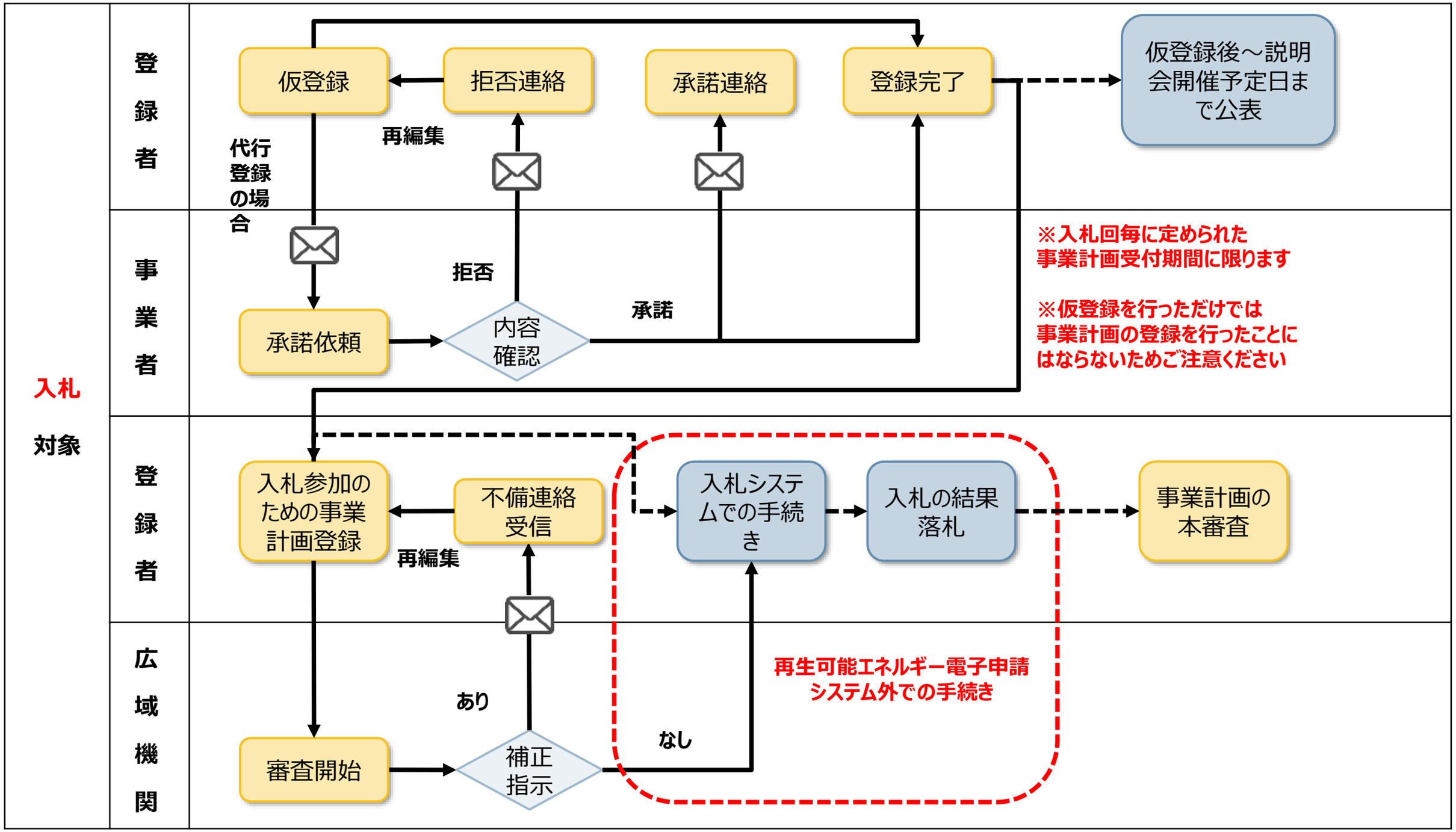

入札対象規模の事業が事業計画提出後に仮登録を行う場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出後に仮登録を行う場合は以下の通りとなります。
事業計画登録は入札回毎に定められた事業計画受付期間のみ可能です。
事業計画登録後、入札回毎に定められた補正期限日の3か月前までに説明会を行うように登録することが必要です。

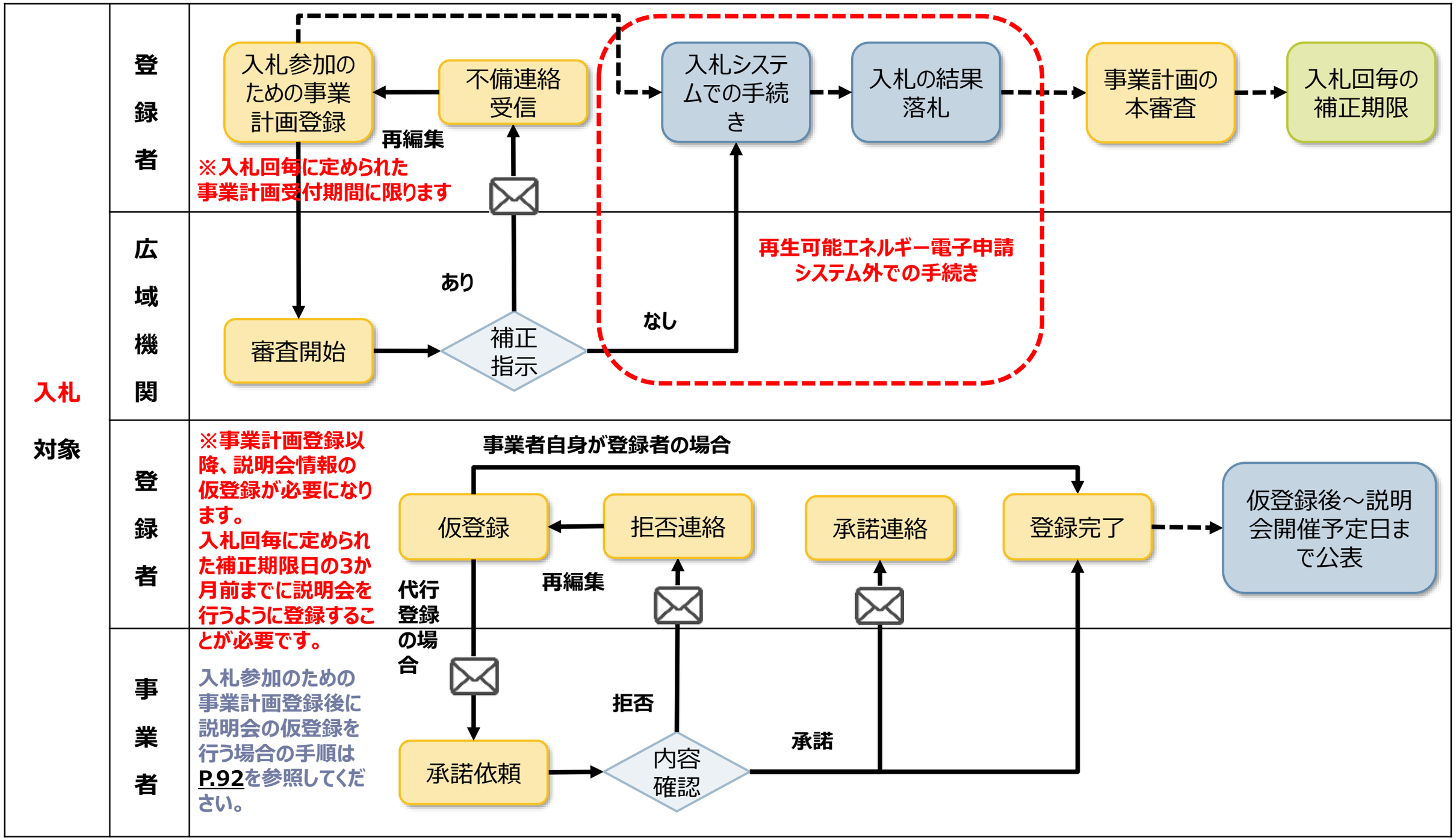

仮登録任意の事業の場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

対象ページにて「**説明会の開催を求める**」と定められた範囲に該当しない事業のフローは以下の通りとなります。
仮登録せずに申請の本登録が可能です。
仮登録する場合、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
最後に開催した説明会の翌日から、本登録が可能です。

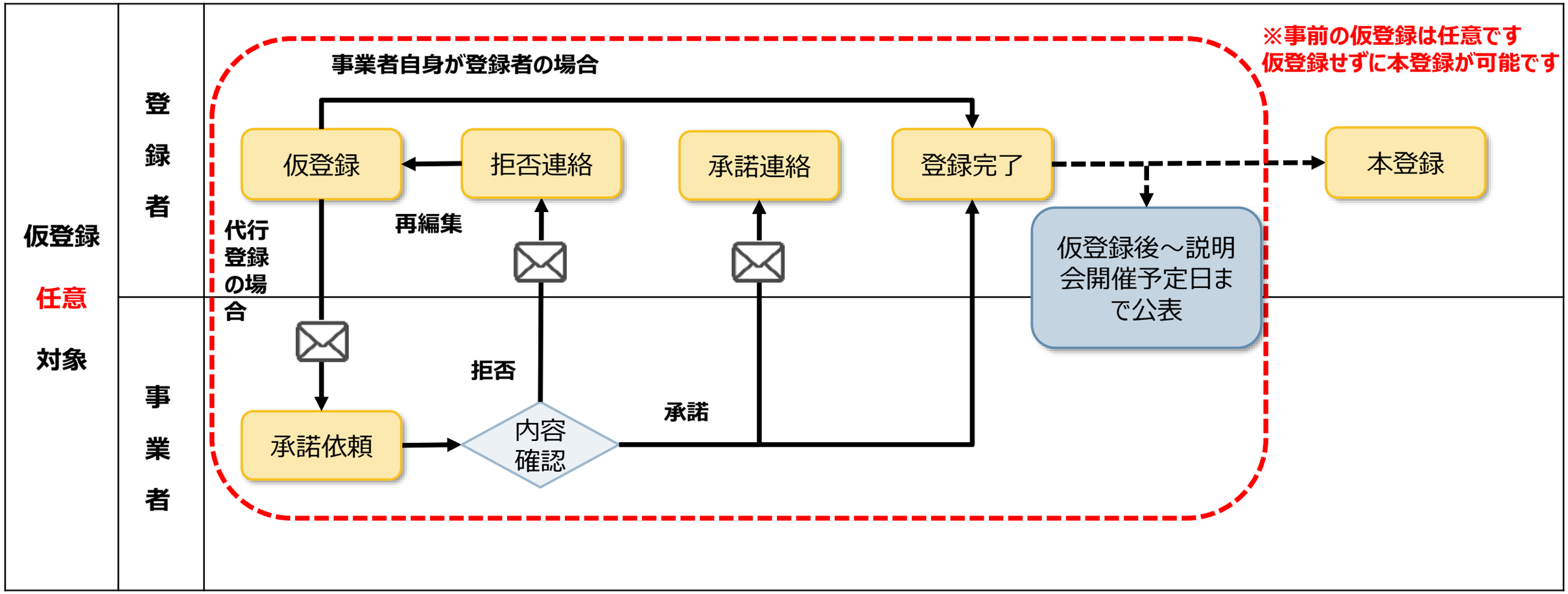

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

ログイン

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインを行います。

ログインに必要なログインIDをお持ちでない場合は事前に新規登録を行い
ログインIDの取得をお願いいたします。
新規登録の方法は「**ユーザ登録.pdf**」をご参照ください。

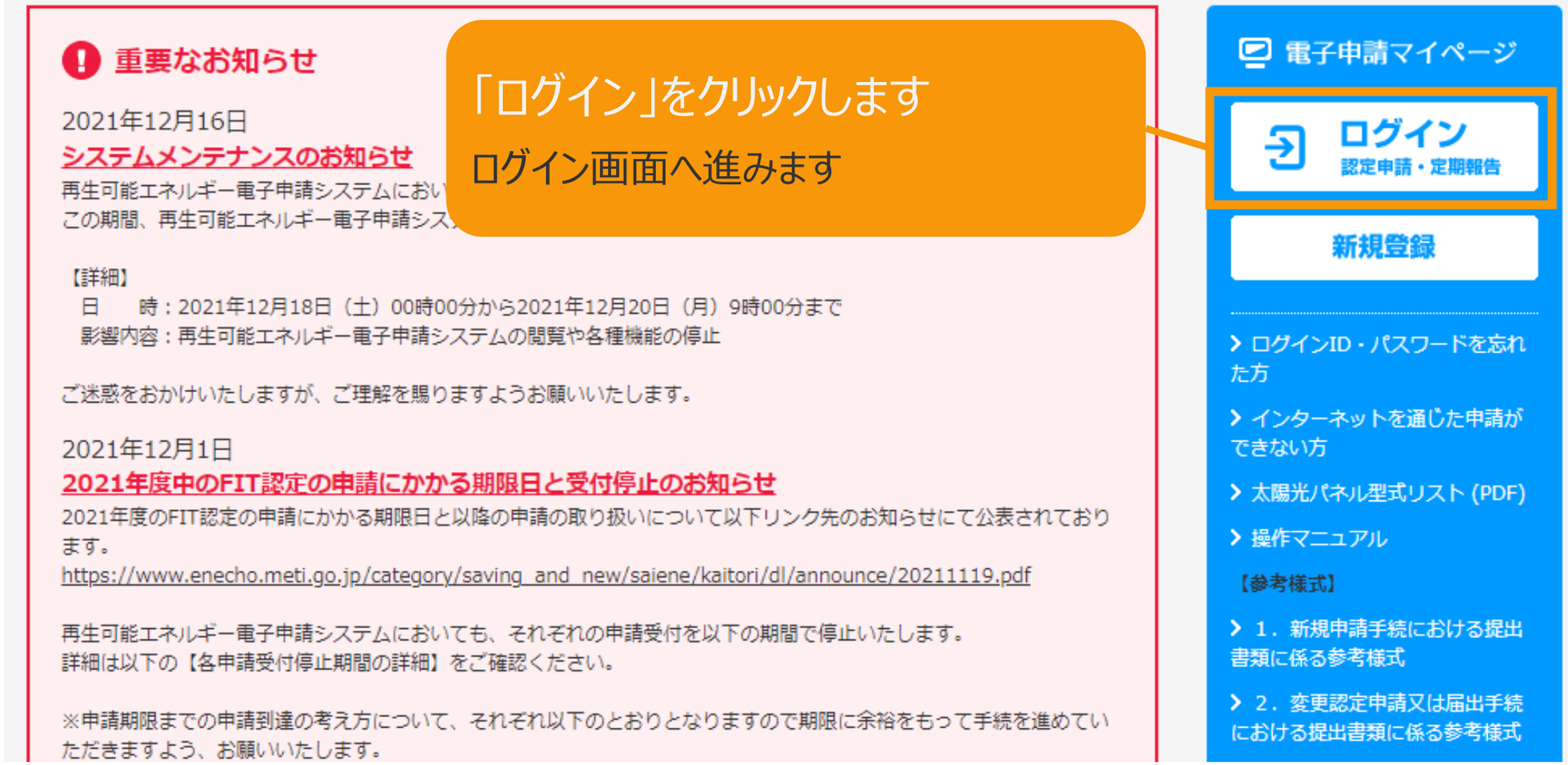

ログイン

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
　ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
　ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	abcd1234
パスワード	

1

[ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

2

ログイン

「ログイン」ボタンをクリックします

マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　› 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

マイページ

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインすると、マイページが表示されます。

メニューから「新規認定申請入力」を選択します。



必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



申請を行う対象の制度区分や
発電設備の区分など必要事項を
選択および入力していただき、
仮登録が必要かの確認を行います。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



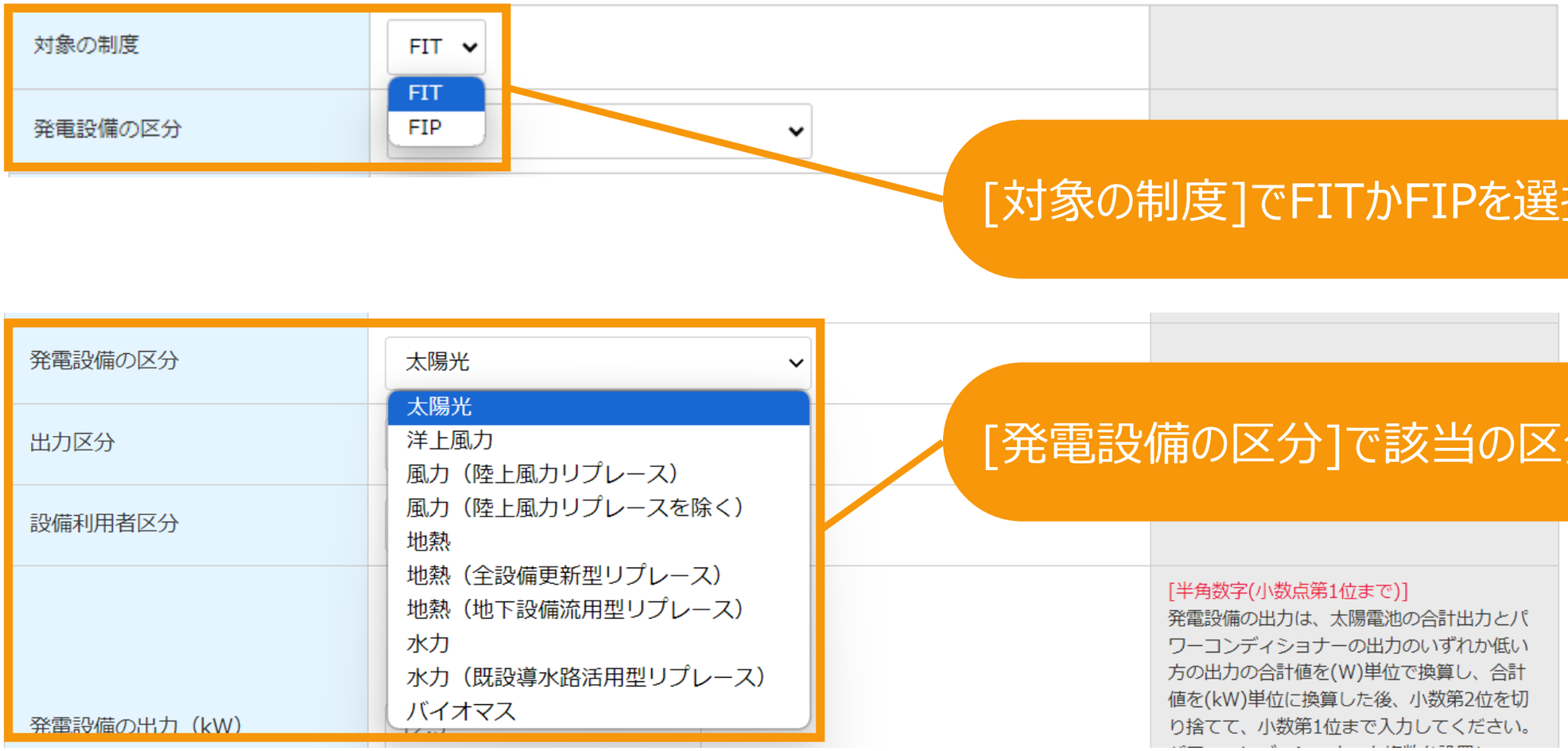

[対象の制度]でFITかFIPを選択します

[発電設備の区分]で該当の区分を選択します

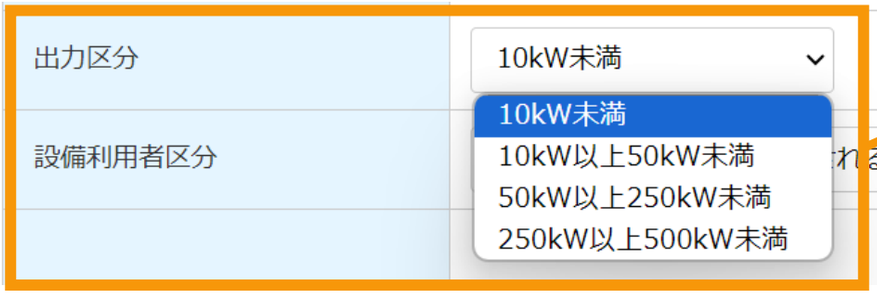

[出力区分]で該当の区分を選択します
※選択した発電設備の区分毎に選択肢が異なります。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



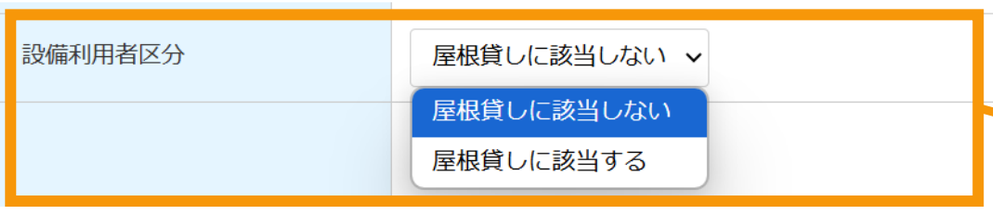

[発電設備の区分]で太陽光、[出力区分]で10kW未満を選択した場合、[設備利用者区分]で該当の区分を選択します

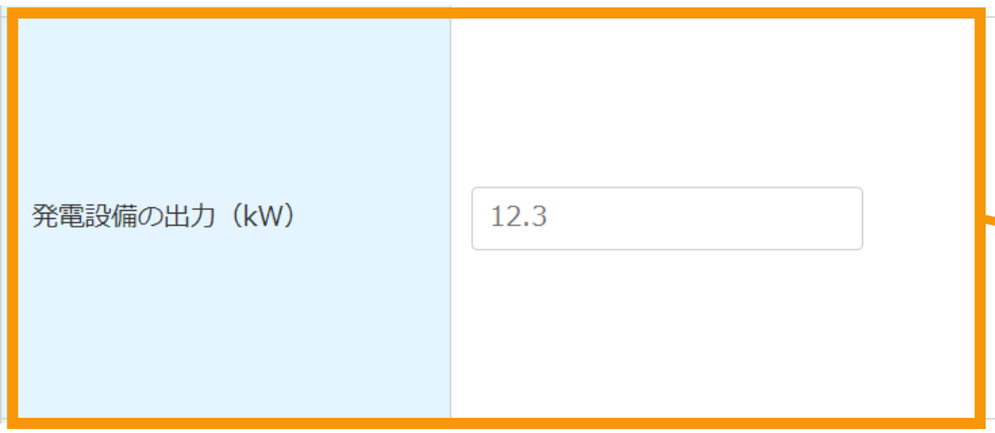

[発電設備の出力（kW）]を入力します
※小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください

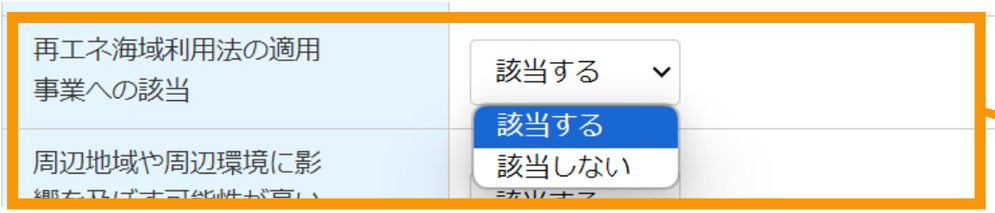

[発電設備の区分]で洋上風力を選択した場合、[再エネ海域利用法の適用事業への該当]で該当する選択肢を選択します

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



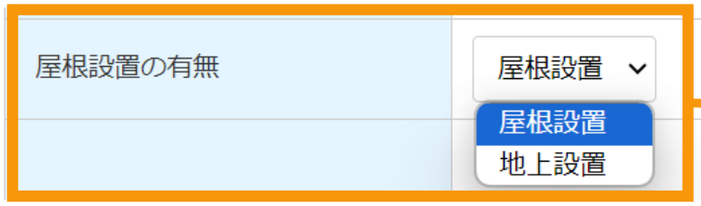

[発電設備の区分]で太陽光を選択した場合、
[屋根設置の有無]で該当する選択肢を選択します

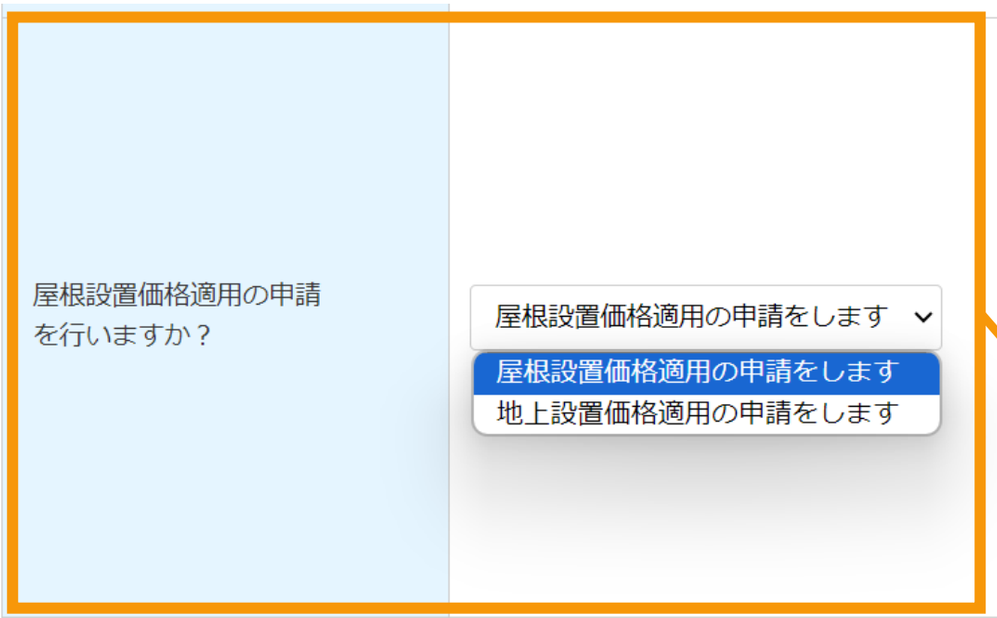

「屋根設置価格適用の申請をします」を選択

[発電設備の区分]で太陽光を選択し、
[出力区分]で10kW未満以外
または
[出力区分]で10kW未満かつ[設備利用者区分]で屋根貸し事業者の方
を選択した場合、
[屋根設置価格適用の申請を行いますか？]
で該当する選択肢を選択します

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

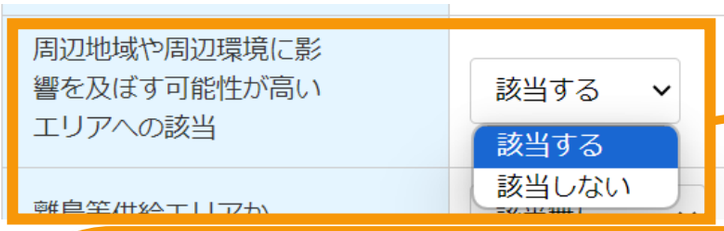

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当する選択肢を選択します

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。

①森林法第10条の２第１項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
②盛土規制法第10条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した宅地造成等工事規制区域
③盛土規制法第26条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した特定盛土等規制区域
④旧盛土規制法第３条第１項の規定により都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した宅地造成工事規制区域
⑤砂防法第２条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
⑥地すべり等防止法第３条第１項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域
⑦地すべり等防止法第４条第１項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域
⑧急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

※詳細は説明会ガイドラインを参照してください



[該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか]で該当する選択肢を選択します

※該当再エネ発電事業とは、100mの範囲内に、同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業を指します。

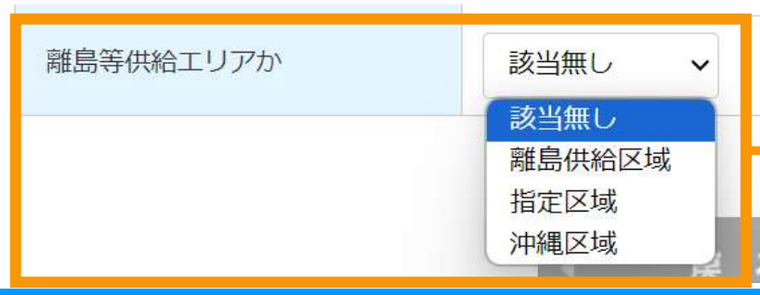

[対象の制度]でFITを選択した場合、
[離島等供給エリアか]で該当する選択肢を選択します

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

※説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は、以下の点にご留意ください。

● 本システムにおける仮登録の手続は、**説明会の開催が必要な事業の範囲に該当することや、説明会の適法性を保障するものではありません。**説明会の開催が必要な事業の範囲の該当性や、説明会の要件については、必ず再エネ特措法、同法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。
- 関係法令
- 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」

● 説明会の開催が必要な事業の場合は、**必ず仮登録**をした上で、**説明会の開催予定日の２週間前**までに、**開催情報を登録しなければなりません。**

● 仮登録に進む場合、**以下の情報を含む説明会の開催情報**が、説明会の開催予定日までの間、**資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。**予定する説明会について、**必ず正確な情報をご記入ください。**虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害罪などの罪に問われる可能性があります。
- 設備ID（変更の場合）
- 再エネ発電事業者名（変更の場合は、現事業者名と変更予定の事業者名）
- 再エネ発電事業者代表（変更の場合は、現代表者名と変更予定の代表者名）
- 説明会の開催日時及び開催場所
- 事業者連絡先
- 電源種
- 事業の実施場所
- 出力規模
- 工事開始予定時期
- 運転開始予定時期
- 過去の開催登録実績
- 説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は記載内容を十分にご確認いただいた上で、チェックをつけてください。
※チェックがない場合、仮登録へは進めません。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

必要な情報を選択・入力した結果に応じて表示されるボタンが切り替わります。
仮登録のみが表示される申請においては仮登録が必須となりますので、仮登録ボタンクリックして仮登録へ進みます（P.17参照）

各ボタンイメージ





仮登録せずにFIT新規認定申請入力、仮登録せずにFIP新規認定申請入力が表示される申請においては仮登録は必須ではありませんので、いずれかのボタンをクリックして本登録へ進みます。以降の入力方法は通常の新規認定申請入力と同様になりますので、それぞれ以下マニュアルをご参照ください。

＜FIT＞新規認定申請：太陽光10kW未満.pdf（P.9以降）
＜FIT＞新規認定申請：太陽光10kW以上50kW未満.pdf（P.8以降）
＜FIT＞新規認定申請：太陽光50kW以上、風力、水力、地熱.pdf （P.9以降）
＜FIT＞新規認定申請：バイオマス.pdf （P.9以降）
＜FIP＞新規認定申請.pdf （P.8以降）

仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

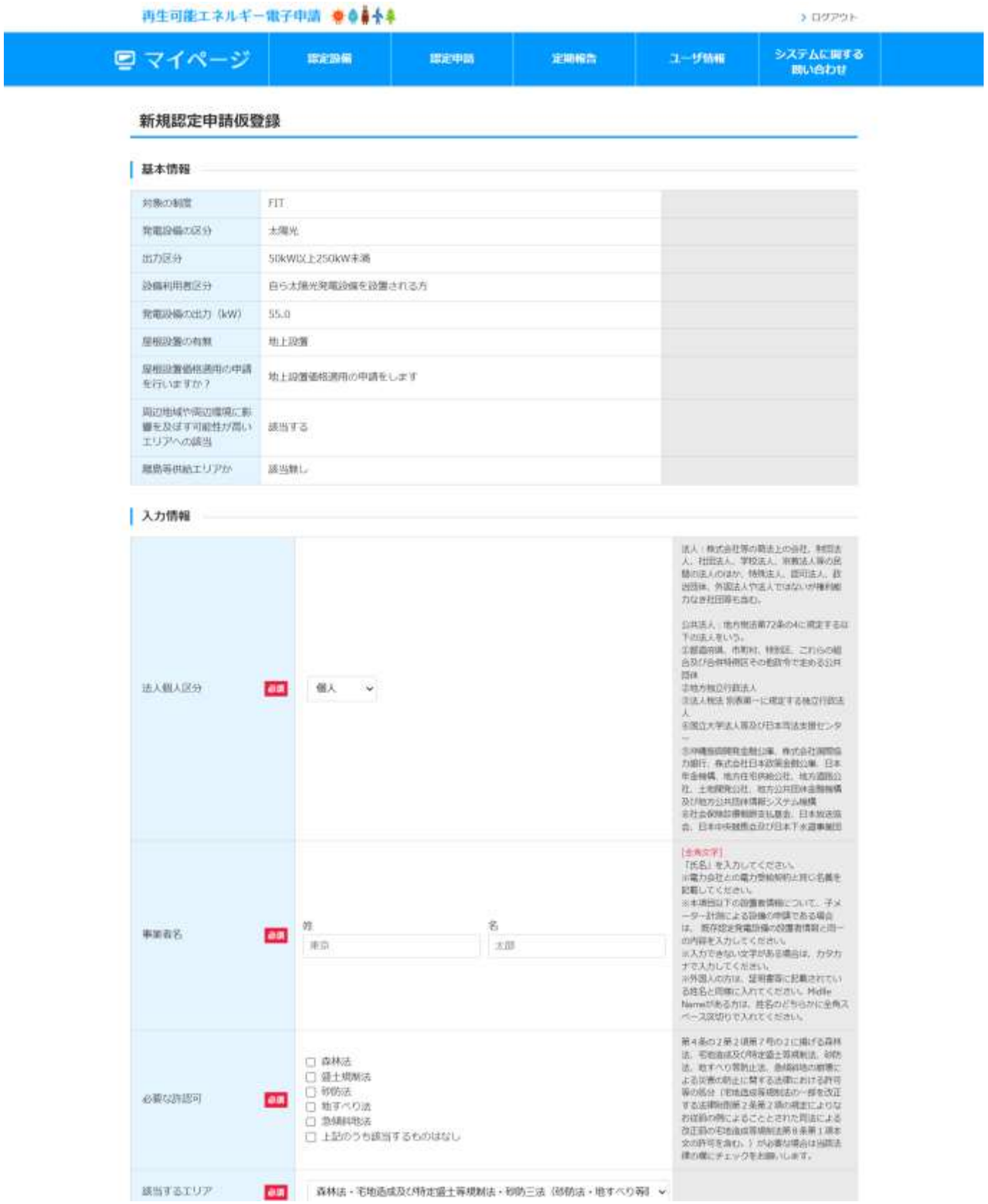

仮登録に進むと、
申請を行う対象の事業者名や設置場所、説明会の開催情報など、仮登録に必要な諸情報を入力します。

仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

事業者に係る情報を入力します



[事業者自身が入力されていますか？]で該当する選択肢を選択します

[法人個人区分]で該当する選択肢を選択します

仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業者に係る情報を入力します

個人の場合

事業者名 必須

姓：東京　名：太郎

法人または公共法人の場合

事業者名 必須

事業者名：株式会社〇〇システムズ

法人または公共法人の場合

法人の代表者氏名 必須

役職：

氏名：東京　太郎

連絡先 必須：03-1234-5678

メールアドレス 必須：fit-mail@fit-portal.go.jp

☐ 事業者のメールアドレスなし

※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

メールアドレス（確認） 必須：fit-mail@fit-portal.go.jp

[全角文字]
「氏名」を入力
※電力会社と
記載してく
※本項目以
ーター計
は、 既存認
の内容を入力
※入力できない
ナで入力してくだ
※外国人の方は、証明書
る姓名と同様に入れてください。Midlle

[全角文字]
「事業者名」を入力してください。
※電力会社との電力受給契約と同じ名義を記載してください。
※企業名は「（株）」等の略称にせず、「株式会社」等の記載にしてください。
※本項目以下の設置者情報について、子メーター計測による設備の申請である場合は、 既存認定発電設備の設置者情報と同一の内容を入力してください。
※入力できない文字
ナで入力してく

[全角文字]
「代表権のある代表
さい。
入力できない文字が
で入力してくださ

[半角数字]
ハイフンつきの半角
い。

[半角英数字]
※申請等の審査
ル宛てに行いま

[事業者名]を入力します
※入力した事業者名は、本申請時に変更することは認められませんのでご注意ください。

個人以外の場合[代表者氏名]を入力します

[連絡先]を入力します

[事業者自身が入力されていますか？]で本人でないを選択した場合、事業者のメールアドレスを入力します

仮登録

太陽電池の合計出力を入力します

太陽電池の合計出力（kW）	必須	12.3	発電設備の出力ではなく、パワーコンディショナーで制御しない太陽電池の合計出力を入力してください。 [半角数字(小数点第1位まで)] 太陽電池毎に（W）単位で（「太陽電池に係る事項」にて選択された太陽電池の出力）×（「太陽電池に係る事項」にて入力された枚数）を計算し、その合計値を（kW）に変換したものを小 て表示してい

[発電設備の区分]で太陽光を選択した場合、[太陽電池の合計出力]を入力します

仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

必要な許認可、該当するエリアを入力します

必要な許認可等 **必須**	☐ ①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業 ☐ ②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項及び第30条第１項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可が必要な事業 ☐ ③砂防法第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な事業 ☐ ④地すべり等防止法第18条第１項及び第42条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑥環境影響評価法又は条例に基づき環境アセスの対象となる場合 ☐ ⑦自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を必要とする事業 ☐ ⑧上記のいずれにも該当しない場合	①～⑦に該当する場合は、**複数のタイミングでの説明会の開催**が必要となります。
該当するエリア **必須**	☐ （１）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア ☐ （２）土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流 ☐ （３）条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア ☐ 該当なし	

[必要な許認可等]で該当する選択肢をチェックします。
※複数の許認可が必要な場合はそれぞれにチェックをしてください。

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当するを選択した場合、[該当するエリア]で該当する選択肢をチェックしてください。
※複数のエリアに該当する場合はそれぞれにチェックをしてください。

仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



設置工事開始予定日、運転開始日（又は予定日）を入力します

設置工事開始予定日	必須	2017/05/01
運転開始日（又は予定日）	必須	2017/05/01

[設置工事開始予定日]、[運転開始日（又は予定日）]を入力します

仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

発電設備の設置場所を入力します

郵便番号が分からない方は、こちら（日本郵便株式会社「郵便番号検索サイト」）から検索してください。

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ☐	〒 123 － 4567 **住所反映** 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。	都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 [全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、**必ず全角ハイフン（-）** 例1：１丁目１番地１号 → １-１-１ 例2：２丁目１０００番地 → ２-１０００ 全角ハイフンでない場合、不備として差し戻し でご注意下さい。 の記載内容と一致させること。 必ず入力してください。 削除
1 代表地番 ☐	〒 100 － 0001 **住所反映** 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。	市区町村 千代田区 町名・番地 千代田 [全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、**必ず全角ハイフン（-）** 例1：１丁目１番地１号 → １-１-１ 例2：２丁目１０００番地 → ２-１０００ 区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し いますのでご注意下さい。 登記簿上の記載内容と一致させること。 字名まで必ず入力してください。 **追加** **コピー** 削除

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
選択	1	1000001	東京都千代田区千代田

閉じる

1 [郵便番号]を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

2 住所を選択し、「選択」ボタンをクリックします

3 代表地番とする地番で、[代表地番]を選択します

「追加」：複数地番登録する場合に入力枠を増やす際に使用します
「コピー」：入力している情報を複製して入力枠を増やす際に使用します
「削除」：対象の入力枠を削除します
(1件の場合は削除できません)

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

密接関係者情報を入力します

[密接関係者なし]チェック
※登録する密接関係者が存在しない場合はチェックをします

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有する者）

密接関係者とは、以下の者をいいます。
（ｉ）認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
（ii）認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合）
（iii）認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
（iv）上記（ｉ）～（iii）の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条第３項に規定する親会社をいう。）

☐ 密接関係者なし

No	密接関係者
1	密接関係者名 株式会社〇〇システムズ 連絡先 03-1234-5678 [半角数字]

追加　コピー　削除

[事業者名]、[連絡先]を入力します
※密接関係者が個人の場合は個人名を入力します

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報
1	開催場所 〒 123 – 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください 開催回 1 開催日時 日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00 他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等） 同時開催する説明会の仮登録ID 8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会…ち、一つ目の事業の仮登録…

[開催場所]を入力します
※入力方法は設置場所と同様です（**P.23参照**）
※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください

[開催回]を半角数字で入力します

[開催日時]を
日付と時間に分けてそれぞれ入力します

[他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）]は該当事項がある場合は入力します

仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合
	追加 コピー 削除	

[同時開催する説明会の仮登録ID]は、複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、同一の説明会であることが確認できるように1つ目の事業の仮登録を行った際に発行された仮登録IDを入力します（IDは仮登録完了画面で表示されます。（**P.31参照**））

複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録である場合のみ、チェックをします
※登録方法の詳細については次ページを参照してください

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

【複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合の登録方法】

A事業、B事業、C事業を統合して1説明会として開催する場合、
仮登録自体はA事業、B事業、C事業についてそれぞれ登録をしていただく必要があります。
（P.5～24の仮登録の登録が3事業分必要になります。）
（**必ず同一のログインIDで仮登録を行ってください。**）

仮登録の際、説明会情報に入力する内容は同様の内容をそれぞれの仮登録時に入力します。

A事業→B事業→C事業の順に仮登録を行う場合、

A事業の仮登録においては、「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」にチェックをして登録します。
仮登録完了時に画面に表示されるIDを控えておきます。（※１）

その後、 B事業、C事業の仮登録において、（※１）で控えたIDを、
「同時開催する説明会の仮登録ID」に入力して登録します。

※一事業単体で説明会を開催する場合は、「同時開催する説明会の仮登録ID」の入力および「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」へのチェックは不要です。

仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合

追加 コピー 削除

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認を入力します

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認 必須

- ☐ 事業場所の敷地境界から一定の範囲内に居住者が存在しない
- ☐ 市町村に対する事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた
- ☐ 上記いずれも該当しない

※一定の範囲は、次の場合に応じて以下の範囲をいいます。
（Ⅰ）低圧電源の場合：100m
（Ⅱ）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く）：300m
（Ⅲ）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る）の場合：1km

詳細は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照。

[周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認]で該当する全ての選択肢をチェックします。

「上記いずれも該当しない」以外の全ての選択肢を選択した場合、事業計画の開催案内とともに以下の案内が表示されます。

「「事業の実施場所」に隣接する土地又はその上にある建物の所有者（土地/建物所有者）であって、本説明会への出席を希望する方は、開催予定日の前々日までに、下記の「事業者連絡先」へ出席を希望する旨をご連絡ください。期限までに土地/建物所有者から出席希望の連絡がなかった場合、本説明会を開催しない場合がございますので、ご留意ください。」

仮登録

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます

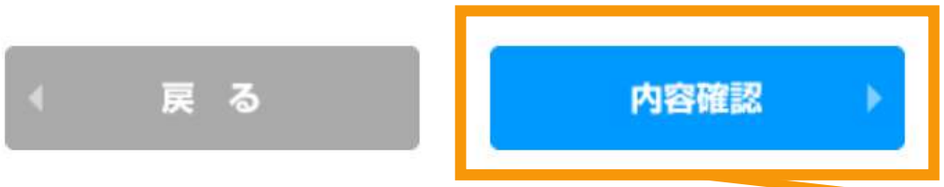

「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「登録」ボタンをクリックします

仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録が完了します
※ただし、事業者本人以外による登録の場合、必ず事業者による承諾が必要となります。
承諾がなされるまでは仮登録が完了したことにはなりませんのでご注意ください。
承諾に時間を要し、承諾時点から2週間後以降の説明会開催日ではない場合、最低周知期間の2週間を下回るため、説明会情報公表の承諾は行えず、拒否をしていただき仮登録の再登録が必要になりますので十分余裕を持って登録を行ってください。

※いずれの場合であっても今回の登録のみでは申請がなされたことにはなりませんのでご注意ください。
説明会開催日から3か月経過後、必ず申請の本登録が必要となります。
本登録の方法は次ページ以降を参照してください。

※複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録を完了させた場合は必ず画面に表示されている申請IDを保管しておいてください。
2つ目以降の仮登録の登録時に必要となります。（P.26参照）

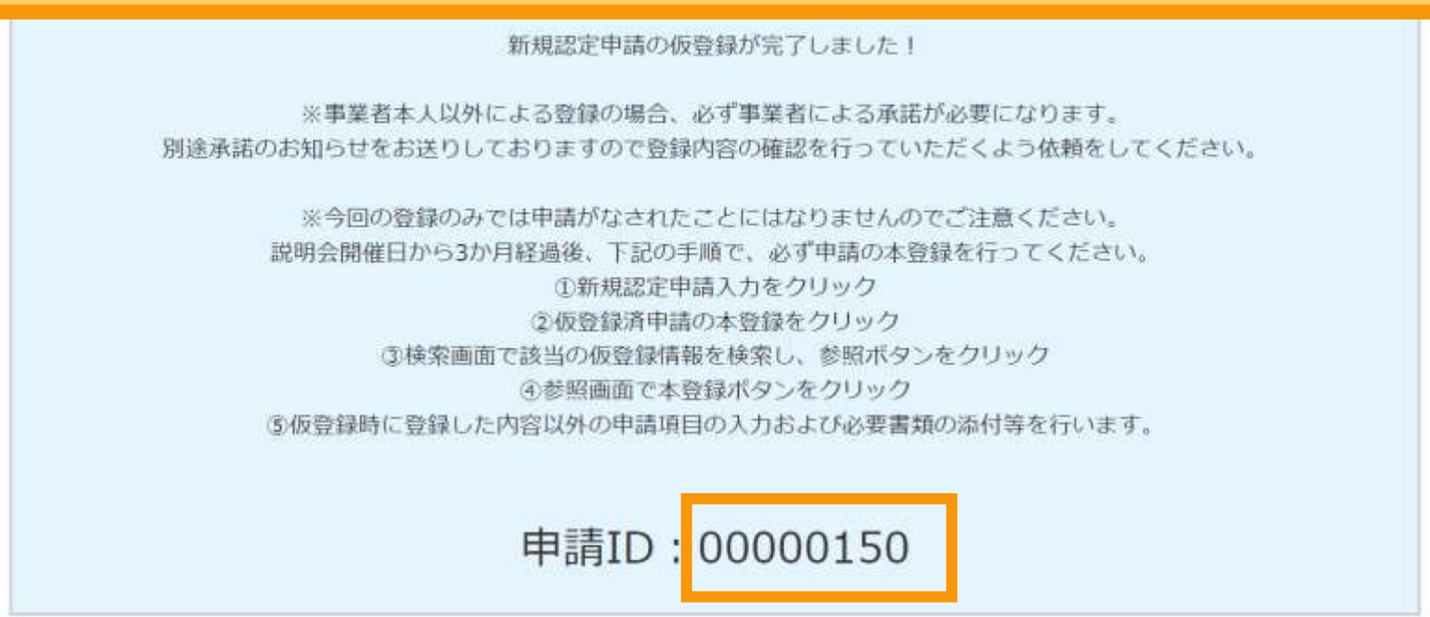

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録を行った申請を参照する場合は、
メニューから「新規認定申請入力」を選択します。



メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
  （設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請
申請

「新規認定申請入力」をクリックします

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



必要な手続きの判定

10kW未満太陽光、屋根設置太陽光、再エネ海域利用法の適用事業に該当するもの以外であって、説明会の開催が必要な範囲に該当する場合、新規認定申請を行う前に仮登録にて必要事項の登録が必要になります。
申請を行う対象の情報を選択及び入力し、必要な手続きを行ってください。

対象の制度	FIT	
発電設備の区分	太陽光	
出力区分	10kW未満	
設備利用者区分	屋根貸しに該当しない	
発電設備の出力（kW）	12.3	[半角数字(小数点第1位まで)] 発電設備の出力は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力の合計値を(W)単位で換算し、合計値を(kW)単位に換算した後、小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力を合計した値を入力してください。
屋根設置の有無	屋根設置	

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。
①森林法第10条の２第１項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
②盛土規制法第10条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市

・説明会の開催日時及び開催場所
・事業者連絡先
・電源種
・事業の実施場所
・出力規模
・工事開始予定時期
・運転開始予定時期
・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

戻る　仮登録

仮登録済申請から本登録へ進む場合は以下のボタンからお進みください

仮登録済申請の本登録

「仮登録済申請の本登録」ボタンをクリックします

仮登録情報の参照

参照する仮登録情報の検索をします

仮登録一覧

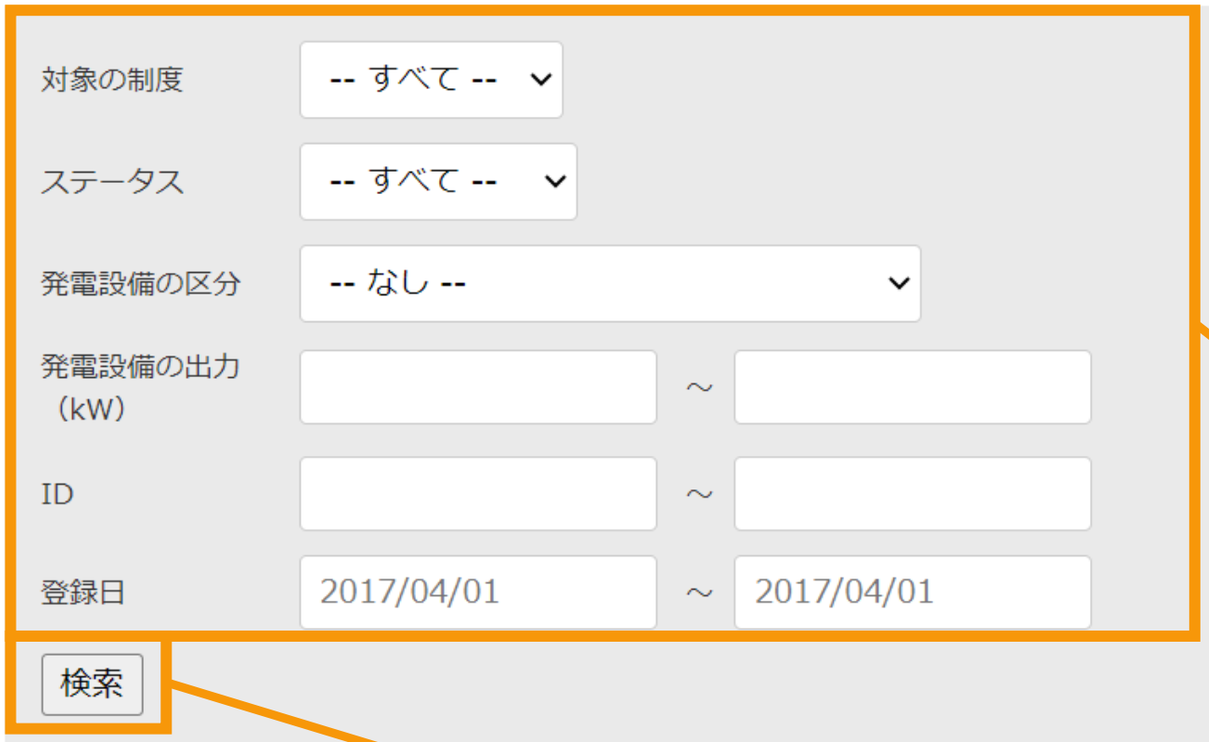

必要に応じて検索条件を選択・入力します
※未入力でも検索可能です。その場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が全て結果に表示されます。
※検索条件を未指定の状態で検索結果が0件の場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が存在しないので正しいログインIDであるかの確認をしてください

「検索」ボタンをクリックします
※該当する仮登録情報が存在する場合、画面下部に検索結果が表示されます。

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

参照する仮登録情報の検索をします

仮登録一覧

対象の制度 -- すべて --

ステータス -- すべて --

発電設備の区分 -- なし --

発電設備の出力（kW） ～

ID ～

登録日 2017/04/01 ～ 2017/04/01

検索

「参照」ボタンをクリックします
選択した仮登録情報の参照画面が表示されます

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	ID ↑	ステータス	対象の制度	発電設備の出力（kW）	
1	00000169	登録済	FIT	100.000kW	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

登録した仮登録情報の詳細の確認ができます。
以下の手続きを行うことができます。

・**編集**：登録した仮登録情報の編集が行えます。
（操作方法は登録時と同様です。**P.18以降参照**）

・**削除**：事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。（**P.37参照**）

・**本登録**：申請の本登録を行えます。（**P.40参照**）
（説明会開催日から3か月経過後より本登録が可能になります。
仮登録が必須ではない事業の申請において仮登録を行った場合、
周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認において、
住民がいないことを確認した場合（※）は、または参加者が0名であった場合は、
3か月経過を待たずに説明会開催終了時間後より本登録を行うことが可能です。
※詳細は**説明会および事前周知措置実施ガイドライン**を参照。）



仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。
※参照画面の表示方法はP.32～35参照



「削除」ボタンをクリックします

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。

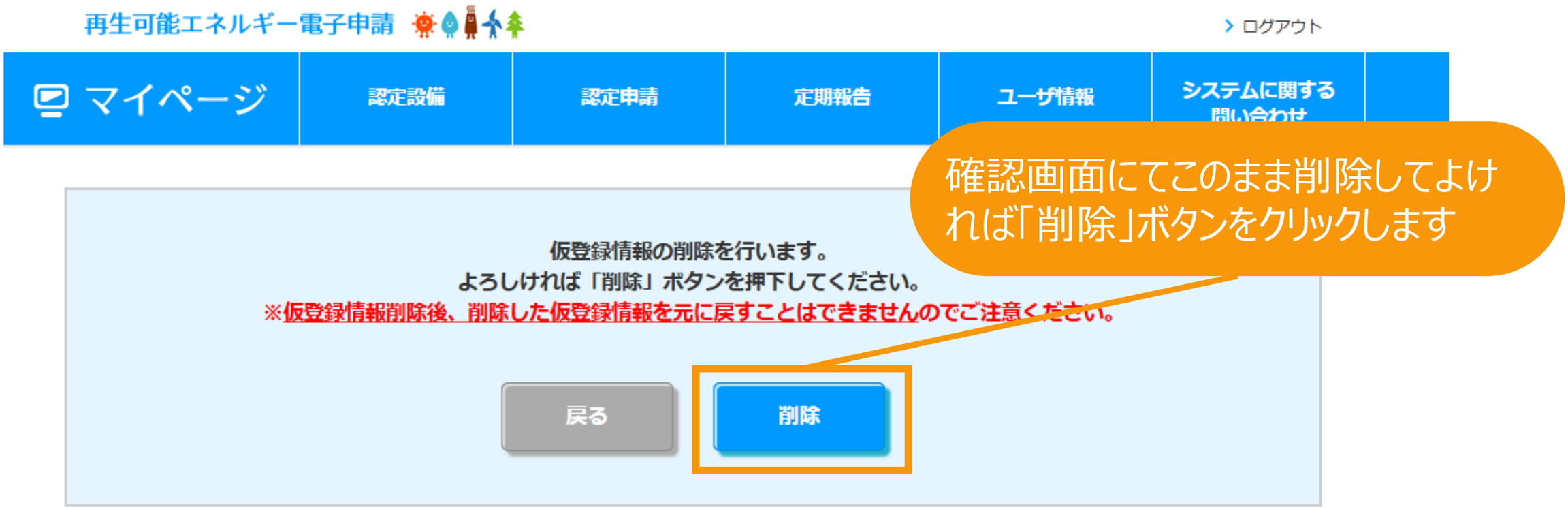

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。

削除完了となります。
「戻る」ボタンをクリックして終了します



仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

本登録ボタンをクリックして本登録へと進みます
※参照画面の表示方法はP.32～35参照

事業者名	経済　太郎
連絡先	01-2345-6789
必要な許認可	①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業
該当するエリア	（1）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア
設置工事開始予定日	2025年06月01日
運転開始日（又は予定日）	2025年06月01日

発電設備の設置場所に係る事項

No	郵便番号	住所
1 代表地点 ✓	〒100－0001	東京都千代田区千代田１－１－１

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有する者）

密接関係者は登録されていません。

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2025/2/24　17:35～18:35
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認	再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者が存在しない 市町村への事前相談を踏まえ、市町村の意見により加えるべき者が存在しない

「本登録」ボタンをクリックします
説明会概要報告書の登録画面へ進みます

戻る　編集　削除　本登録

利用規約 | プライバシーポリシー　　経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserv

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

説明会情報

☐ 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者、市町村への事前相談を踏まえ、
市町村の意見により加えるべき者が存在せず、開催案内の結果、隣接する土地／建物所有者から参加希望の連絡が無かった

No	必須	説明会概要報告書	
		開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田 1 - 1 - 1
		開催回	1
		開催日時	2025/2/24 17:35～18:35
		開催案内	実施方法 ☐ ①ポスティングによる書面配布 ☐ ②戸別訪問による書面配布 ☐ ③回覧板への掲載 ☐ ④関係自治体の公報又は広報誌（紙媒体に限る。以下同じ。）への掲載
			実施対象地域 ※住所での記入。住民の氏名等の個人情報の記入を禁じます。
		参加者	10 名
		質疑時間	30 分
		質疑人数	5 人
1			

該当する場合はチェックをします

開催場所、開催回、開催日時については仮登録の際に登録した内容が表示されます

[実施方法]を選択します

[実施対象地域]を入力します
※注意事項をよくご確認の上入力してください

[参加者]を入力します

[質疑時間]を入力します

[質疑人数]を入力します

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。



[主な質疑事項]を選択します

[質問募集フォーム（募集期間開始日）]を入力します

[質問募集フォーム（募集期間終了日）]を入力します

[質問募集フォーム（質問件数）]を入力します

[質問募集フォーム（回答方法）]を入力します

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

過去に取り下げた申請に係る申請ID（該当がある場合のみ）

今回の申請に係る事業計画に関し、過去同一の事業計画に係る申請を行っていて、その際、審査当局から当該申請に先立って行われた説明会に係る不備の指摘があり、
その申請を取り下げたことがある場合、当該取り下げた申請に係る申請IDを入力してください。
※審査当局から説明会の不備を指摘されたことを理由とする申請の取り下げが複数回ある場合には、直前に取り下げた申請に係る申請IDを入力してください。

取り下げた申請ID	半角数字8桁		

該当する申請IDを入力します。

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

以降の本登録の方法は通常の新規認定申請入力と同様になります。
それぞれ以下マニュアルをご参照ください。

＜FIT＞新規認定申請：太陽光10kW未満.pdf（P.9以降）
＜FIT＞新規認定申請：太陽光10kW以上50kW未満.pdf（P.8以降）
＜FIT＞新規認定申請：太陽光50kW以上、風力、水力、地熱.pdf （P.9以降）
＜FIT＞新規認定申請：バイオマス.pdf （P.9以降）
＜FIP＞新規認定申請.pdf （P.8以降）



「保存して本登録へ」ボタンをクリックします
新規認定申請の登録画面へ進みます

対象およびフロー

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

変更認定申請の前に説明会開催情報等の仮登録が必要な対象は、
変更後の事業計画の内容がP.2に記載の「**説明会の開催を求める**」と定められた範囲に該当する事業のうち、以下の変更内容に該当する場合となります。

①認定事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする）
②認定事業者の密接関係者の変更
③発電設備の設置場所の変更
④発電設備の出力を20%以上または50kW以上増加する変更
⑤発電設備の出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうち
いずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更
⑥太陽電池の合計出力を20%以上または50kW以上増加する変更
⑦太陽電池の合計出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうち
いずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更
⑧説明会の開催を求める事業の範囲（※）に新たに該当することとなる計画変更
※の詳細はP.57参照

変更内容等により３つにフローが分かれます。詳細は各ページを参照してください。

・**上記の仮登録が必要な対象に該当する場合：P.46参照**
・**上記の仮登録が必要な対象に該当しない場合：P.47参照**

仮登録が必要な対象に該当する場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録が必要な対象に該当する場合のフローは以下の通りとなります。
申請の本登録の前に必ず説明会情報等の仮登録が必要となり、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
原則として、最後に開催した説明会から３ヶ月経過後、本登録が可能です。
※認定申請までの規定の時期に複数回の説明会開催が必要な事業において、当初仮登録時に時期が確定しておらず本登録までの間に事後的に登録（当該説明会においても仮登録後２週間の公表期間は必要となります。）する場合はP.96の手順を参照してください。

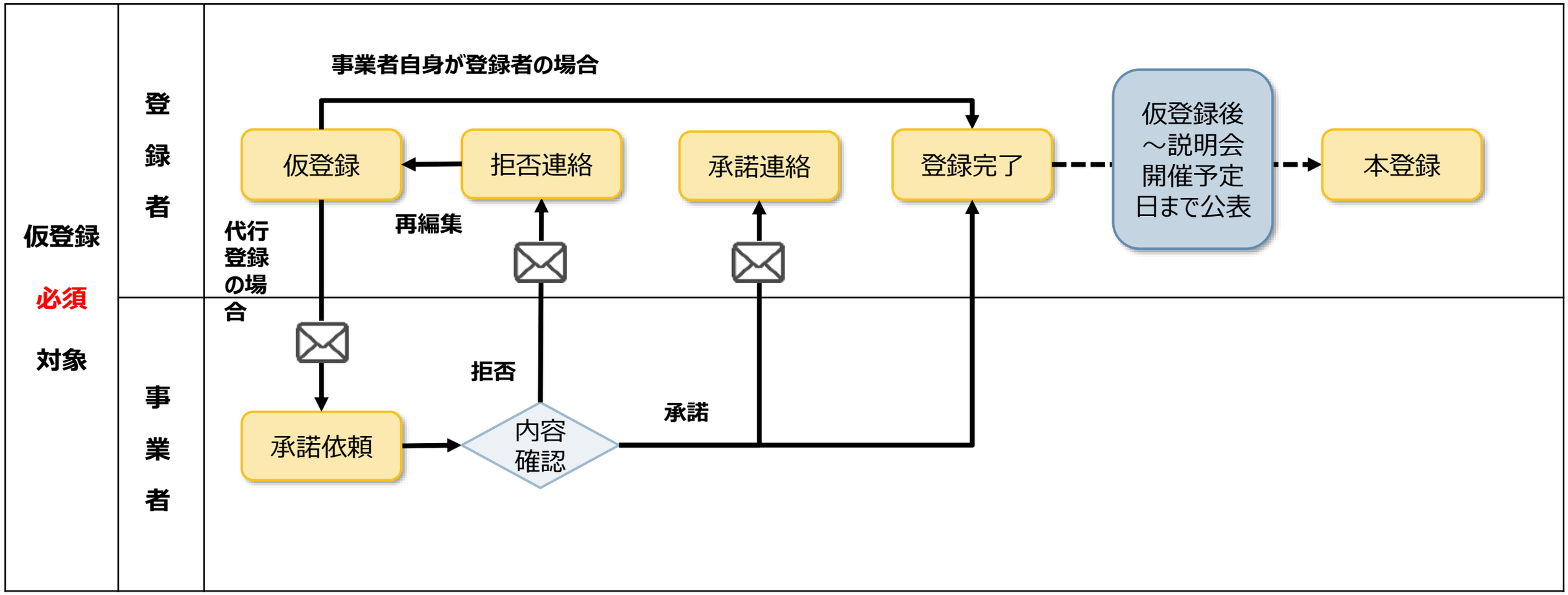

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

仮登録が必要な対象に該当しない場合のフロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録が必要な対象に該当しない場合のフローは以下の通りとなります。
仮登録せずに申請の本登録が可能です。
仮登録する場合、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
最後に開催した説明会の翌日から、本登録が可能です。

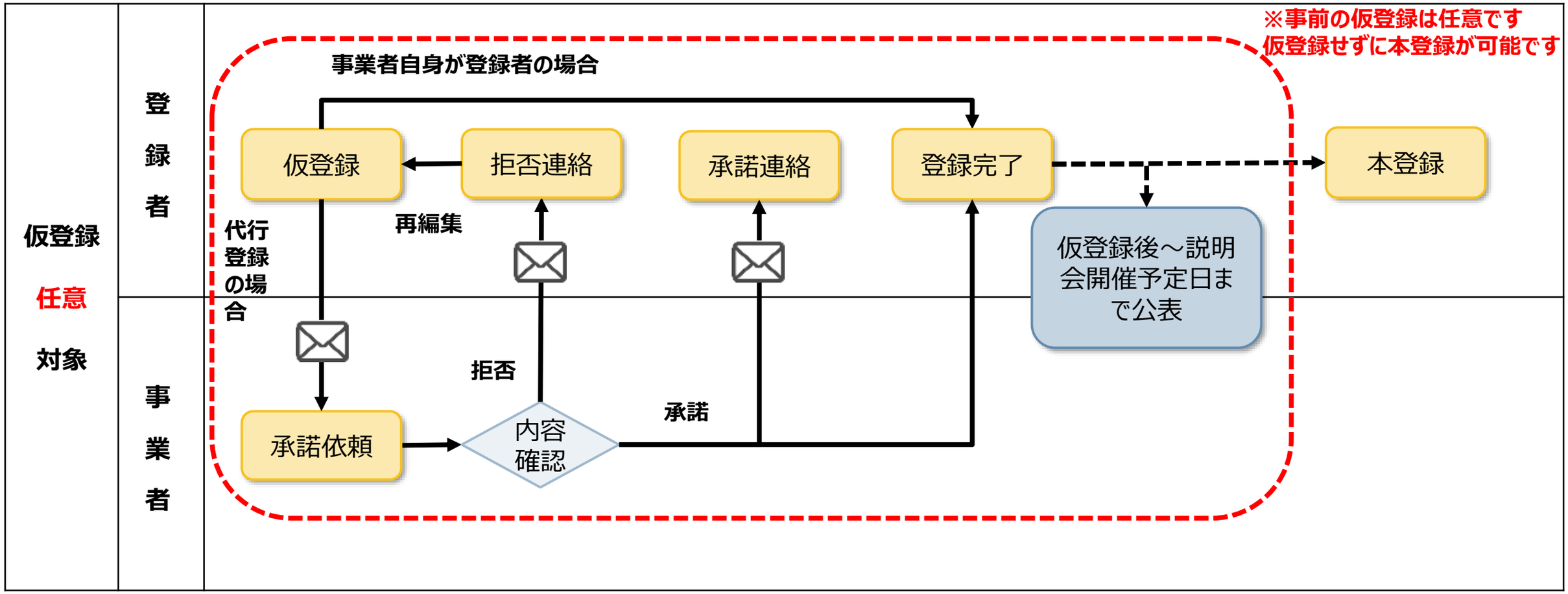

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

ログイン

再生可能エネルギー電子申請システムにログインを行います。

変更認定申請を行うためには、必ず対象の認定設備に登録者として紐づいたログインIDで行う必要があります。登録者変更の方法は「**登録者変更：認定設備.pdf**」を参照してください。

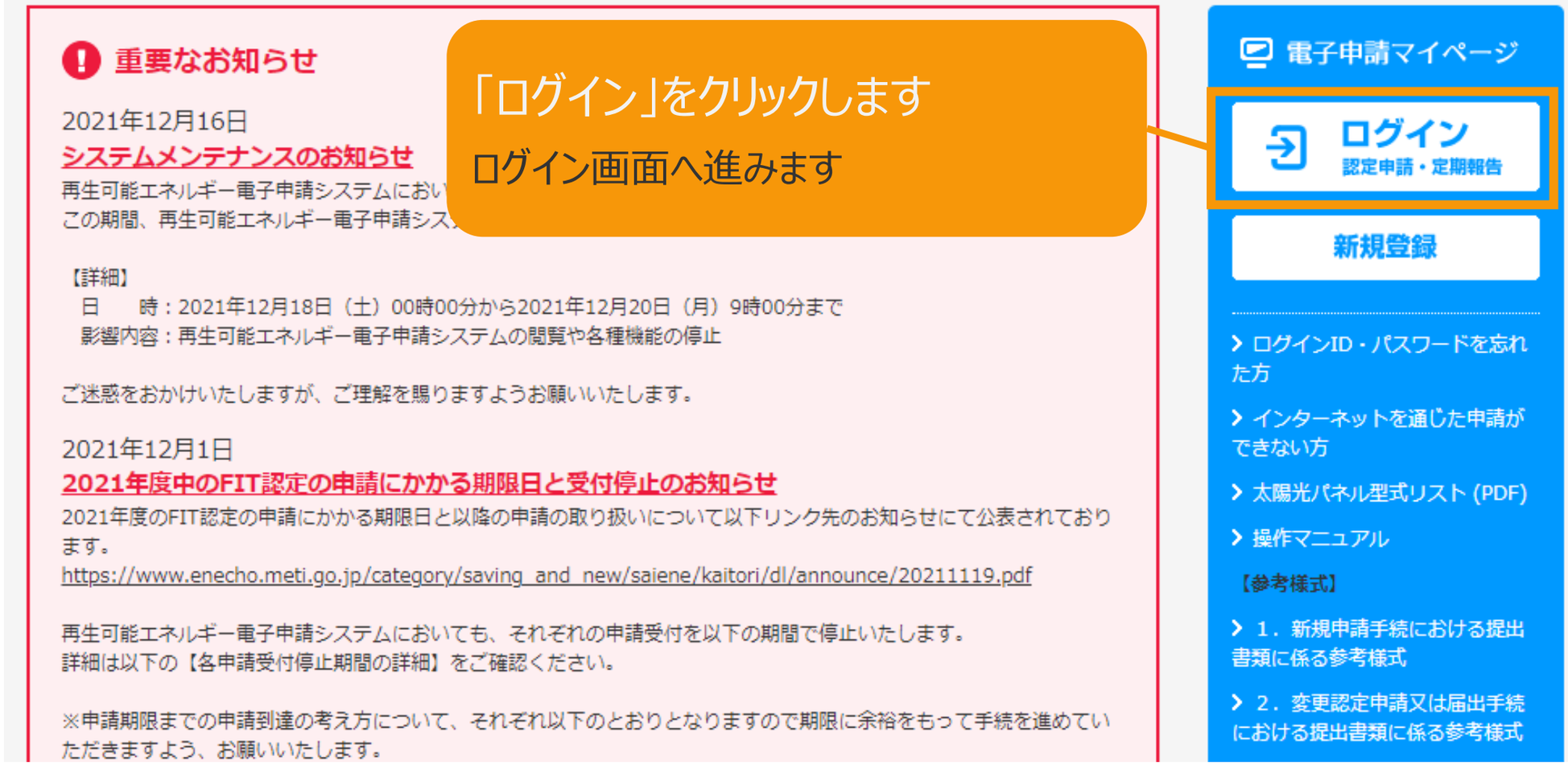

ログイン

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
　ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
　ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

1

ログインID	abcd1234
パスワード	

[ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

2

ログイン

「ログイン」ボタンをクリックします

マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　› 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

マイページ

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインすると、マイページが表示されます。

メニューから「認定設備一覧」を選択します。

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請

「認定設備一覧」をクリックします。

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

マイページ

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

認定設備一覧で変更認定申請を行う対象の設備情報を検索します。



必要に応じて検索条件を選択・入力します
※未入力でも検索可能です。その場合、ログインIDに紐づく設備が全て結果に表示されます。
※検索条件を未指定の状態で検索結果が0件の場合、ログインIDに紐づく設備が存在しないので正しいログインIDであるかの確認をしてください

「検索」ボタンをクリックします
※該当する設備が存在する場合、画面下部に検索結果が表示されます。

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

認定設備一覧で変更認定申請を行う対象の設備情報を検索します。



説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

設備の参照画面で変更認定申請ボタンをクリックします。

事業実施工程	設置工事開始予定日： 2019年06月29日 系統連系予定日： 2019年06月29日 運転開始日（又は予定日）： 2019年06月30日 運転開始済み ☐ 設備廃止予定日： 2019年07月18日
保守点検責任者	法人個人区分： 個人 法人名： 法人番号： 責任者氏名： 結合　一郎 所属・役職： 電話番号： 内線番号： 09012345
保守点検及び維持管理計画	

「変更認定申請」ボタンをクリックします

認定通知書印刷　登録者変更　連絡先変更　**変更認定申請**

事前変更届出　事後変更届出　廃止届出　認定証明書印刷

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら





必要な手続きの判定

変更認定申請の内容が認定事業者の変更等に該当する場合は事前に説明会開催の仮登録が必要になります。
今回の変更内容に該当する選択肢にチェックをつけて必要な手続きを行ってください。

変更後の事業計画	□ 以下のいずれかに該当する場合はチェック（**この場合、説明会の開催のための仮登録は必須ではありません。**） ①（太陽光の場合）出力が10kW未満 ②（太陽光の場合）屋根設置太陽光 ③（風力の場合）再エネ海域利用法の適用事業に該当するもの	
変更内容	□ 認定事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする） □ 認定事業者の密接関係者の変更（※1） □ 発電設備の設置場所の変更 □ 発電設備の出力を20%以上または50kW以上増加する変更 □ 発電設備の出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更 □ 太陽電池の合計出力を20%以上または50kW以上増加する変更 □ 太陽電池の合計出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更 □ 説明会の開催を求める事業の範囲（※2）に新たに該当することとなる計画変更 □ 上記以外のみ変更	※1認定事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする）に伴い変更する場合はチェック不要 ※2説明会の開催を求める事業の範囲の詳細については[マニュアル]を参照してください。
長期安定運転太陽光発電事業者の該当	□ 長期安定運転太陽光発電事業者に該当する □ 長期安定運転太陽光発電事業者が密接関係者に該当する □ 上記いずれも該当しない	詳細は「[なっとく！再生可能エネルギー]」を参照ください。
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当する	周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。 ・森林法第10条の2第1項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林 ・盛土規制法第10条第1項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した特定盛土等規制区域 ・盛土規制法第3条第1項の規定により都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した宅地造成工事規制区域 ・森林法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地） ・地すべり等防止法第3条第1項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域 ・地すべり等防止法第4条第1項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	該当する	該当再エネ発電事業とは、一団の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業を指す

変更認定申請の変更内容等を選択していただき、仮登録が必要かの確認を行います。

変更後の事業計画	□ 以下のいずれかに**該当する場合**はチェック（**この場合、説明会の開催のための仮登録は必須ではありません。**） ①（太陽光の場合）出力が10kW未満 ②（太陽光の場合）屋根設置太陽光 ③（風力の場合）再エネ海域利用法の適用事業に該当するもの

[変更後の事業計画]で①～③に**該当する**場合、チェックをします
※この場合、説明会の開催のための仮登録は必須ではありません。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

変更内容	☐ 認定事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする） ☐ 認定事業者の密接関係者の変更（※１） ☐ 発電設備の設置場所の変更 ☐ 発電設備の出力を20%以上または50kW以上増加する変更 ☐ 発電設備の出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更 ☐ 太陽電池の合計出力を20%以上または50kW以上増加する変更 ☐ 太陽電池の合計出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更 ☐ 説明会の開催を求める事業の範囲（※２）に新たに該当することとなる計画変更 ☐ 上記以外のみ変更	※１認定事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割等を原因とする）に伴い変更する場合はチェック不要 ※２説明会の開催を求める事業の範囲の詳細についてはマニュアルP.50を参照してください。

[変更内容]で該当する選択肢にチェックをします
※複数の変更内容に該当する場合はそれぞれにチェックをしてください。

※説明会の開催を求める事業の範囲についてはこちらの内容を参照してください。

	住宅用太陽光（※２）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧（50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※１）外	事前周知を要件としない	事前周知を要件としない（努力義務として求める）	説明会以外の手法での事前周知を求める（※３、※４）	説明会の開催を求める（※４）
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア（※１）内				

（※１）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
（※２）10kW未満の太陽光発電事業を指す。
（※３）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
（※４）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（説明会概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

長期安定適格太陽光発電事業者の該当	☐ 長期安定適格太陽光発電事業者に該当する ☐ 長期安定適格太陽光発電事業者が密接関係者に該当する ☐ 上記いずれも該当しない	詳細は「なっとく！再生可能エネルギー」を参照ください。

発電設備の区分が太陽光の場合、[長期安定適格太陽光発電事業者の該当]で該当する全ての選択肢にチェックをします

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当する

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当する選択肢を選択します

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。

①森林法第10条の２第１項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
②盛土規制法第10条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した宅地造成等工事規制区域
③盛土規制法第26条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した特定盛土等規制区域
④旧盛土規制法第３条第１項の規定により都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した宅地造成工事規制区域
⑤砂防法第２条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
⑥地すべり等防止法第３条第１項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域
⑦地すべり等防止法第４条第１項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域
⑧急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

※詳細は説明会ガイドラインを参照してください

該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	該当する

[該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか]で該当する選択肢を選択します

※該当再エネ発電事業とは、100mの範囲内に、同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業を指します。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

※説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は、以下の点にご留意ください。

● 本システムにおける仮登録の手続は、**説明会の開催が必要な事業の範囲に該当することや、説明会の適法性を保障するものではありません。**説明会の開催が必要な事業の範囲の該当性や、説明会の要件については、必ず再エネ特措法、同法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。

・関係法令

・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」

● 説明会の開催が必要な事業の場合は、**必ず仮登録**をした上で、**説明会の開催予定日の２週間前**までに、**開催情報を登録しなければなりません。**

● 仮登録に進む場合、**以下の情報を含む説明会の開催情報**が、説明会の開催予定日までの間、**資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。**予定する説明会について、**必ず正確な情報をご記入ください。**虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害罪などの罪に問われる可能性があります。

・設備ID（変更の場合）
・再エネ発電事業者名（変更の場合は、現事業者名と変更予定の事業者名）
・再エネ発電事業者代表（変更の場合は、現代表者名と変更予定の代表者名）
・説明会の開催日時及び開催場所
・事業者連絡先
・電源種
・事業の実施場所
・出力規模
・工事開始予定時期
・運転開始予定時期
・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は記載内容を十分にご確認いただいた上で、チェックをつけてください。
※チェックがない場合、仮登録へは進めません。

必要な手続きの判定

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

必要な情報を選択・入力した結果に応じて表示されるボタンが切り替わります。
説明会情報登録ボタンが表示される申請において、
変更後の事業計画が説明会の開催を求める事業の範囲に該当する場合、
変更認定申請の前に説明会情報の登録が必須となります。
説明会情報登録ボタンをクリックして説明会情報の登録へ進みます（P.60参照）

・事業者連絡先
・電源種
・事業の実施場所
・出力規模
・工事開始予定時期
・運転開始予定時期
・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。



説明会情報登録せずに変更認定申請入力が表示される申請において、
変更後の事業計画が説明会の開催を求める事業の範囲に該当しない場合は、
変更認定申請の前に説明会情報の登録は必須ではありませんので、変更認定申請の入力へ進みます。
以降の入力方法は通常の変更認定申請入力と同様になりますので、それぞれ以下マニュアルをご参照ください。

＜FIT＞変更認定申請.pdf（P.28以降）
＜FIP＞変更認定申請.pdf（P.28以降）

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報登録に進むと、
申請を行う対象の事業者名や設置場所、説明会の開催情報など、仮登録に必要な諸情報を入力します。

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当する

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当する選択肢を選択します

周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。

①森林法第10条の２第１項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林
②盛土規制法第10条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した宅地造成等工事規制区域
③盛土規制法第26条第１項の規定により都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長）が指定した特定盛土等規制区域
④旧盛土規制法第３条第１項の規定により都道府県知事（指定都市、中核市又は施行時特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は施行時特例市の長）が指定した宅地造成工事規制区域
⑤砂防法第２条の規定により国土交通大臣が指定した土地（砂防指定地）
⑥地すべり等防止法第３条第１項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域
⑦地すべり等防止法第４条第１項の規定により主務大臣が指定したぼた山崩壊防止区域
⑧急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

※詳細は説明会ガイドラインを参照してください

該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	該当する

[該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか]で該当する選択肢を選択します

※該当再エネ発電事業とは、100mの範囲内に、同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業を指します。

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業者に係る情報を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の事業者名を入力します。
変更内容で**”認定事業者の変更”を選択している**場合、変更が必須となります。
変更内容で**”認定事業者の変更”を選択していない**場合は、変更はできません。



説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

事業者に係る情報を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の事業者名を入力します。
変更内容で**”認定事業者の変更”**を**選択している**場合、変更が必須となります。
変更内容で**”認定事業者の変更”**を**選択していない**場合は、変更はできません。

個人以外の場合

事業者名 必須

事業者名
株式会社サンプル事業

[事業者名]を入力します
※入力した事業者名は、本申請時に変更することは認められませんのでご注意ください。

法人の代表者氏名 必須

役職
氏名 東京　太郎

個人以外の場合[代表者氏名]を入力します

連絡先 必須

03-1234-5678

[連絡先]を入力します

メールアドレス 必須

fit-mail@fit-portal.go.jp
☐ 事業者のメールアドレスなし
※登録者のメールアドレスが自動で設定されます

メールアドレス（確認） 必須

fit-mail@fit-portal.go.jp

[事業者自身が入力されていますか？]で本人でないを選択した場合、事業者のメールアドレスを入力します

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

発電設備の出力を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の発電設備の出力を入力します。
変更内容で**”発電設備の出力を20%以上または50kW以上増加する変更”**
または**”発電設備の出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更”**を**選択している**場合、変更が必須となります。
変更内容で**上記のいずれか**を**選択していない**場合は、変更はできません。

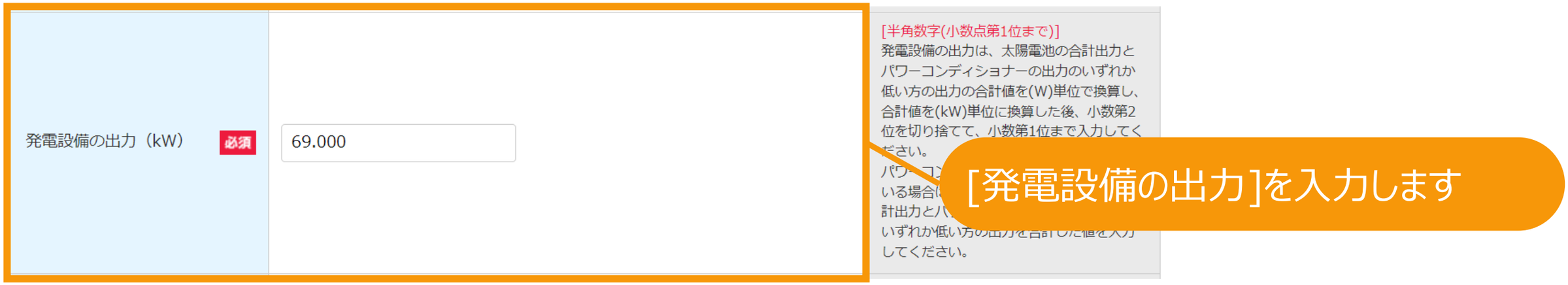

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

太陽電池の合計出力を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の太陽電池の合計出力を入力します。
変更内容で**”太陽電池の合計出力を20%以上または50kW以上増加する変更”**
または**”太陽電池の合計出力を新規認定の日または直近で行った説明会等の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計で20%以上または50kW以上増加する変更”**を**選択している**場合、
変更が必須となります。
変更内容で**上記のいずれか**を**選択していない**場合は、変更はできません。



説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

必要な許認可、該当するエリアを入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後に該当する選択肢をチェックします。

必要な許認可等	必須	☐ ①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業 ☐ ②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項及び第30条第１項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可が必要な事業 ☐ ③砂防法第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な事業 ☐ ④地すべり等防止法第18条第１項及び第42条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑥環境影響評価法又は条例に基づき環境アセスの対象となる場合 ☐ ⑦自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を必要とする事業 ☐ ⑧上記のいずれにも該当しない場合	①～⑦に該当する場合は、**複数のタイミングでの説明会の開催**が必要となります。
該当するエリア	必須	☐ （１）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア ☐ （２）土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流 ☐ （３）条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア ☐ 該当なし	

[必要な許認可]で該当する選択肢をチェックします。
※複数の許認可が必要な場合はそれぞれにチェックをしてください。

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当するを選択した場合、[該当するエリア]で該当する選択肢をチェックしてください。
※複数のエリアに該当する場合はそれぞれにチェックをしてください。

説明会情報登録

設置工事開始予定日、運転開始日（又は予定日）を入力します。

設置工事開始予定日	2017/05/01	※変更内容による工事等開始予定時期を入力してください。事業譲渡など設備に工事がない場合は入力しないでください。
運転開始日（又は予定日） 必須	2017/05/01	変更内容による変更後の設備の運転開始予定時期を入力してください。

[設置工事開始予定日]を入力します
※変更内容による工事等開始予定時期を入力してください。事業譲渡など設備に工事がない場合は入力しないでください。

[運転開始日（又は予定日）]を入力します
※変更内容による変更後の設備の運転開始予定時期を入力してください。

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

発電設備の設置場所を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の設置場所を入力します。

No	郵便番号	住所
1 代表地番 ☐	1 〒 123 – 4567 住所反映 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。	都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 [全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフン（-）を使用してください。 例1：１丁目１番地１号 → １-１-１ 例2：２丁目１０００番地 → ２-１０００ 全角ハイフンでない場合、不備として差し でご注意下さい。 の記載内容と一致させること。 必ず入力してください。 削除

1 [郵便番号]を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

2 住所を選択し、「選択」ボタンをクリックします

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
選択	1	1000001	東京都千代田区千代田

閉じる

代表地番とする地番で、[代表地番]を選択します

1 3 代表地番 ☐	〒 100 – 0001 住所反映 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が設定されます。 町名・番地については、手入力してください。	市区町村 千代田区 町名・番地 千代田 [全角文字] 住所反映ボタンを押下することで都道府県・市区町村が 町名・番地については、手入力してください。 丁目・番地・号の区切りは、必ず全角ハイフン（-） 例1：１丁目１番地１号 → １-１-１ 例2：２丁目１０００番地 → ２-１０００ 区切りが全角ハイフンでない場合、不備として差し いますのでご注意下さい。 登記簿上の記載内容と一致させること。 字名まで必ず入力してください。 追加 コピー 削除

「追加」：複数地番登録する場合に入力枠を増やす際に使用します
「コピー」：入力している情報を複製して入力枠を増やす際に使用します
「削除」：対象の入力枠を削除します
(1件の場合は削除できません)

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

密接関係者情報を入力します。現在認定を受けている情報が初期表示されます。
変更する場合のみ変更後の密接関係者を入力します。
変更内容で**”認定事業者の密接関係者の変更”**を**選択している**場合、変更が必須となります。
変更内容で**”認定事業者の密接関係者の変更”**を**選択していない**場合は、変更はできません。

[密接関係者なし]チェック
※登録する密接関係者が存在しない場合はチェックをします

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有する者）

密接関係者とは、以下の者をいいます。
（ｉ）認定事業者の社員（認定事業者が持分会社の場合）
（ii）認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（認定事業者が株式会社の場合）
（iii）認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
（iv）上記（ｉ）～（iii）の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条第３項に規定する親会社をいう。）

☐ 密接関係者なし

No	密接関係者
1	密接関係者名 株式会社〇〇システムズ [全 連絡先 03-1234-5678 [半角数字]

追加 コピー 削除

[事業者名]、[連絡先]を入力します
※密接関係者が個人の場合は個人名を入力します

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報
1	開催場所 〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください 開催回 1 開催日時 日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00 他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等） 同時開催する説明会の仮登録ID 8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会…ち、一つ目の事業の仮登録…

[開催場所]を入力します
※入力方法は設置場所と同様です（**P.68参照**）
※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください

[開催回]を半角数字で入力します

[開催日時]を
日付と時間に分けてそれぞれ入力します

[他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）]は該当事項がある場合は入力します

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合
	追加 コピー 削除	

[同時開催する説明会の仮登録ID]は、複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、同一の説明会であることが確認できるように1つ目の事業の仮登録を行った際に発行された仮登録IDを入力します（IDは仮登録完了画面で表示されます。（**P.76参照**））

複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録である場合のみ、チェックをします
※登録方法の詳細については次ページを参照してください

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

【複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合の登録方法】

A事業、B事業、C事業を統合して1説明会として開催する場合、
仮登録自体はA事業、B事業、C事業についてそれぞれ登録をしていただく必要があります。
（P.5～24の仮登録の登録が3事業分必要になります。）
（**必ず同一のログインIDで仮登録を行ってください。**）

仮登録の際、説明会情報に入力する内容は同様の内容をそれぞれの仮登録時に入力します。

A事業→B事業→C事業の順に仮登録を行う場合、

A事業の仮登録においては、「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」にチェックをして登録します。
仮登録完了時に画面に表示されるIDを控えておきます。（※１）

その後、 B事業、C事業の仮登録において、（※１）で控えたIDを、
「同時開催する説明会の仮登録ID」に入力して登録します。

※一事業単体で説明会を開催する場合は、「同時開催する説明会の仮登録ID」の入力および「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」へのチェックは不要です。

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報
1	開催場所 〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください 開催回 1 開催日時 日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00 他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等） 同時開催する説明会の仮登録ID 半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合 追加 コピー 削除

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

説明会情報登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認を入力します

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認 **必須**

- ☐ 事業場所の敷地境界から一定の範囲内に居住者が存在しない
- ☐ 市町村に対する事前相談の結果、市町村が「周辺地域の住民」に追加すべき者はいないとの意見を述べた
- ☐ 上記いずれも該当しない

※一定の範囲は、次の場合に応じて以下の範囲をいいます。
（Ⅰ）低圧電源の場合：100m
（Ⅱ）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く）：300m
（Ⅲ）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る）の場合：1km

詳細は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照。

[周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認]で該当する全ての選択肢をチェックします。

「上記いずれも該当しない」以外の全ての選択肢を選択した場合、事業計画の開催案内とともに以下の案内が表示されます。

「「事業の実施場所」に隣接する土地又はその上にある建物の所有者（土地/建物所有者）であって、本説明会への出席を希望する方は、開催予定日の前々日までに、下記の「事業者連絡先」へ出席を希望する旨をご連絡ください。期限までに土地/建物所有者から出席希望の連絡がなかった場合、本説明会を開催しない場合がございますので、ご留意ください。」

仮登録

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます

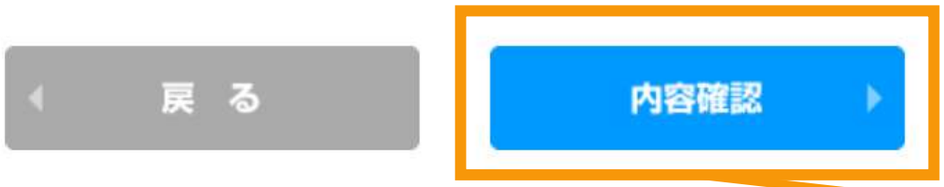

「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「登録」ボタンをクリックします

仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録が完了します
※ただし、事業者本人以外による登録の場合、必ず事業者による承諾が必要となります。
承諾がなされるまでは仮登録が完了したことにはなりませんのでご注意ください。
承諾に時間を要し、承諾時点から2週間後以降の説明会開催日ではない場合、最低周知期間の2週間を下回るため、説明会情報公表の承諾は行えず、拒否をしていただき仮登録の再登録が必要になりますので十分余裕を持って登録を行ってください。

※いずれの場合であっても今回の登録のみでは申請がなされたことにはなりませんのでご注意ください。
説明会開催日から3か月経過後、必ず申請の本登録が必要となります。
本登録の方法は次ページ以降を参照してください。

※複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録を完了させた場合は必ず画面に表示されている申請IDを保管しておいてください。
2つ目以降の仮登録の登録時に必要となります。（P.71参照）

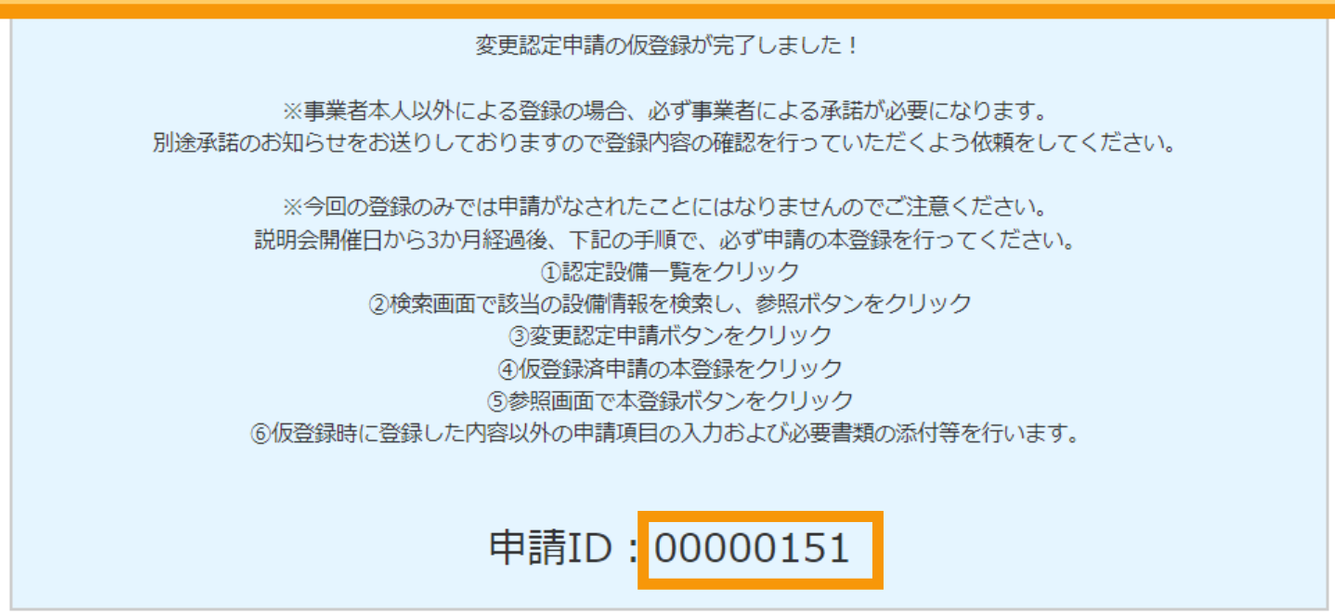

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録を行った申請を参照する場合は、
メニューから「認定設備一覧」を選択します。

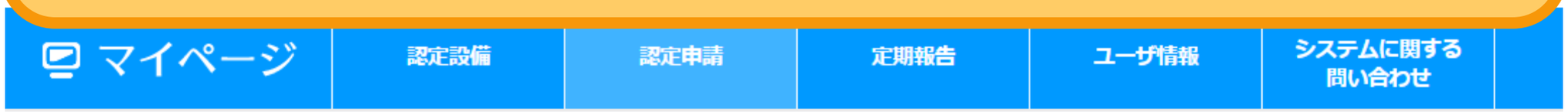

メニュー

- 新規認定申請入力
- 認定申請一覧
- 認定設備一覧
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請

「認定設備一覧」をクリックします。

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

認定設備一覧で参照する仮登録の対象となる設備情報を検索します。



必要に応じて検索条件を選択・入力します
※未入力でも検索可能です。その場合、ログインIDに紐づく設備が全て結果に表示されます。
※検索条件を未指定の状態で検索結果が0件の場合、ログインIDに紐づく設備が存在しないので正しいログインIDであるかの確認をしてください

「検索」ボタンをクリックします
※該当する設備が存在する場合、画面下部に検索結果が表示されます。

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

認定設備一覧で参照する仮登録の対象となる設備情報を検索します。



仮登録情報の参照

設備の参照画面で変更認定申請ボタンをクリックします。

事業実施工程	設置工事開始予定日： 2019年06月29日 系統連系予定日： 2019年06月29日 運転開始日（又は予定日）： 2019年06月30日 運転開始済み ☐ 設備廃止予定日： 2019年07月18日
保守点検責任者	法人個人区分： 個人 法人名： 法人番号： 責任者氏名： 結合　一郎 所属・役職： 電話番号： 内線番号： 09012345
保守点検及び維持管理計画	

「変更認定申請」ボタンをクリックします

認定通知書印刷　登録者変更　連絡先変更　**変更認定申請**

事前変更届出　事後変更届出　廃止届出　認定証明書印刷

仮登録情報の参照

登録済みの情報が存在する旨の説明が表示されますので、
「仮登録済申請の本登録」ボタンをクリックして参照画面へと進みます。

必要な手続きの判定

変更認定申請の内容が事業譲渡に該当する場合は事前に説明会情報の仮登録が必要になります。

「仮登録済申請の本登録」ボタンをクリックします

登録済の説明会情報がありますので、以下のボタンから説明会情報参照画面に進んでいただき、変更認定申請の本登録を進めてください。

戻　る

仮登録済申請の本登録

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

登録した仮登録情報の詳細の確認ができます。
以下の手続きを行うことができます。

・**編集**：登録した仮登録情報の編集が行えます。
（操作方法は登録時と同様です。（**P.60以降参照**））

・**削除**：事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。（**P.83参照**）

・**本登録**：申請の本登録を行えます。（**P.86参照**）
（説明会開催日から3か月経過後より本登録が可能になります。
仮登録が必須ではない事業の申請において仮登録を行った場合、
周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認において、
住民がいないことを確認した場合（※）、または参加者が0名であった場合は、
3か月経過を待たずに説明会開催終了時間後より本登録を行うことが可能です。
※詳細は**説明会および事前周知措置実施ガイドライン**を参照。）



仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。
※参照画面の表示方法はP.77～82参照



「削除」ボタンをクリックします

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。

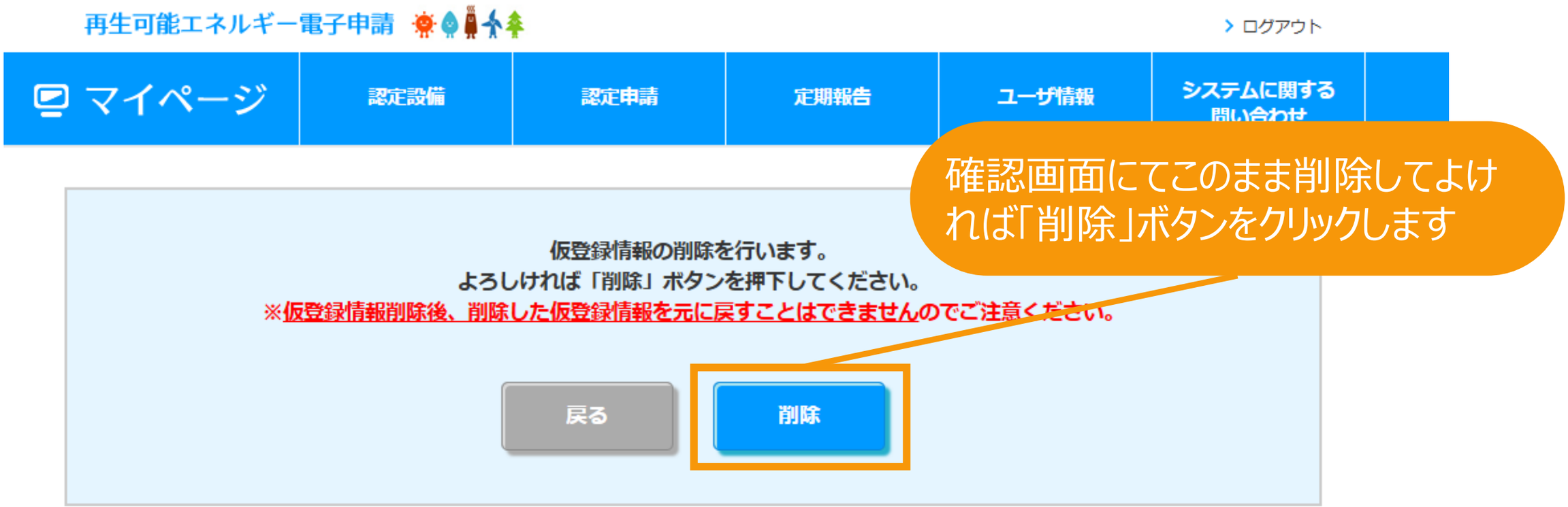

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

事業を中止する場合などの理由で説明会を開催しなくなった場合、
登録した仮登録情報の削除が行えます。

削除完了となります。
「戻る」ボタンをクリックして終了します



仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

本登録ボタンをクリックして本登録へと進みます
※参照画面の表示方法はP.77～82参照

法人個人区分	個人
事業者名	経済　太郎
連絡先	01-2345-6789
必要な許認可	①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業
該当するエリア	（1）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア
設置工事開始予定日	2025年06月01日
運転開始日（又は予定日）	2025年06月01日

発電設備の設置場所に係る事項

No	郵便番号	住所
1 代表地点 ✓	〒100－0001	東京都千代田区千代田１－１－１

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有する者）

密接関係者は登録されていません。

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2025/2/24　17:35～18:35
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認	再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者が存在しない 市町村への事前相談を踏まえ、市町村の意見により加えるべき者が存在しない

「本登録」ボタンをクリックします
変更認定申請の登録画面へ進みます

戻る　編集　削除　本登録

利用規約 | プライバシーポリシー　　経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserv

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

説明会情報

☐ 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者、市町村への事前相談を踏まえ、
市町村の意見により加えるべき者が存在せず、開催案内の結果、隣接する土地／建物所有者から参加希望の連絡が無かった

No	必須	説明会概要報告書	
		開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田 1 - 1 - 1
		開催回	1
		開催日時	2025/2/24 17:35～18:35
		開催案内	実施方法 ☐ ①ポスティングによる書面配布 ☐ ②戸別訪問による書面配布 ☐ ③回覧板への掲載 ☐ ④関係自治体の公報又は広報誌（紙媒体に限る。以下同じ。）への掲載
			実施対象地域 ※住所での記入。住民の氏名等の個人情報の記入を禁じます。
		参加者	10 名
		質疑時間	30 分
		質疑人数	5 人
1			

該当する場合はチェックをします

開催場所、開催回、開催日時については仮登録の際に登録した内容が表示されます

[実施方法]を選択します

[実施対象地域]を入力します
※注意事項をよくご確認の上入力してください

[参加者]を入力します

[質疑時間]を入力します

[質疑人数]を入力します

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。



[主な質疑事項]を選択します

[質問募集フォーム（募集期間開始日）]を入力します

[質問募集フォーム（募集期間終了日）]を入力します

[質問募集フォーム（質問件数）]を入力します

[質問募集フォーム（回答方法）]を入力します

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



仮登録後に本登録を行う場合、**説明会概要報告書**について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

過去に取り下げた申請に係る申請ID（該当がある場合のみ）

今回の申請に係る事業計画に関し、過去同一の事業計画に係る申請を行っていて、その際、審査当局から当該申請に先立って行われた説明会に係る不備の指摘があり、
その申請を取り下げたことがある場合、当該取り下げた申請に係る申請IDを入力してください。
※審査当局から説明会の不備を指摘されたことを理由とする申請の取り下げが複数回ある場合には、直前に取り下げた申請に係る申請IDを入力してください。

取り下げた申請ID	半角数字8桁		

該当する申請IDを入力します。

仮登録後の本登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

以降の本登録の方法は通常の変更認定申請入力と同様になります。
それぞれ以下マニュアルをご参照ください。

＜FIT＞変更認定申請.pdf（P.28以降）
＜FIP＞変更認定申請.pdf（P.28以降）



事前周知措置概要報告書入力

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

「**説明会以外の手法での事前周知措置を求める**」と定められた範囲に該当する事業が
仮登録を行わずに本登録を行う場合、
事前措置明会概要報告書についても入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。
※その他に必要な申請項目の入力方法については各手続のマニュアルをご参照ください。

事前周知措置概要報告書

以下の情報を含む説明会・事前周知措置の概要報告情報が、認定後、資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。
開催した説明会・事前周知措置について、必ず正確な情報をご記入ください。
- 設備ID
- 説明会ID（説明会概要報告書を提出の場合）
- 再エネ発電事業者名
- 再エネ発電事業者代表
- 事業者連絡先（説明会概要報告書を提出の場合）
- 電源種
- 事業の実施場所
- 出力規模
- 工事開始予定日（説明会概要報告書を提出の場合）
- 運転開始予定日（説明会概要報告書を提出の場合）
- 説明会または事前周知措置概要報告書

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。

No	事前周知措置概要報告書	
1	実施日時	日付 2017/05/01 時間 15:00
	実施方法	実施方法 ①ポスティングによる書面配布
		実施対象地域 ※住所での記入。住民の氏名等の個人情報の記入を禁じます。
	質問募集フォーム（募集期間開始日）	2017/05/01
	質問募集フォーム（募集期間終了日）	2017/05/01
	質問募集フォーム（質問件数）	5 件
	質問募集フォーム（回答方法）	（記載例）回答を記した書面を開催案内と同様にポスティングにより配布。

[同意事項]についてご確認いただき、チェックをします

[実施日時]を入力します

[実施方法]を入力します

[実施対象地域]を入力します
※注意事項をよくご確認の上入力してください

[質問募集フォーム（募集期間開始日）]を入力します

[質問募集フォーム（募集期間終了日）]を入力します

[質問募集フォーム（質問件数）]を入力します

[質問募集フォーム（回答方法）]を入力します

入札対象規模の事業が事業計画提出後に行う仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出後に仮登録を行う場合、
提出した事業計画の参照画面より説明会の仮登録を行います。



入札対象規模の事業が事業計画提出後に行う仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出後に仮登録を行う場合、
提出した事業計画の参照画面より説明会の仮登録を行います。



入札対象規模の事業が事業計画提出後に行う仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出後に仮登録を行う場合、
提出した事業計画の参照画面より説明会の仮登録を行います。

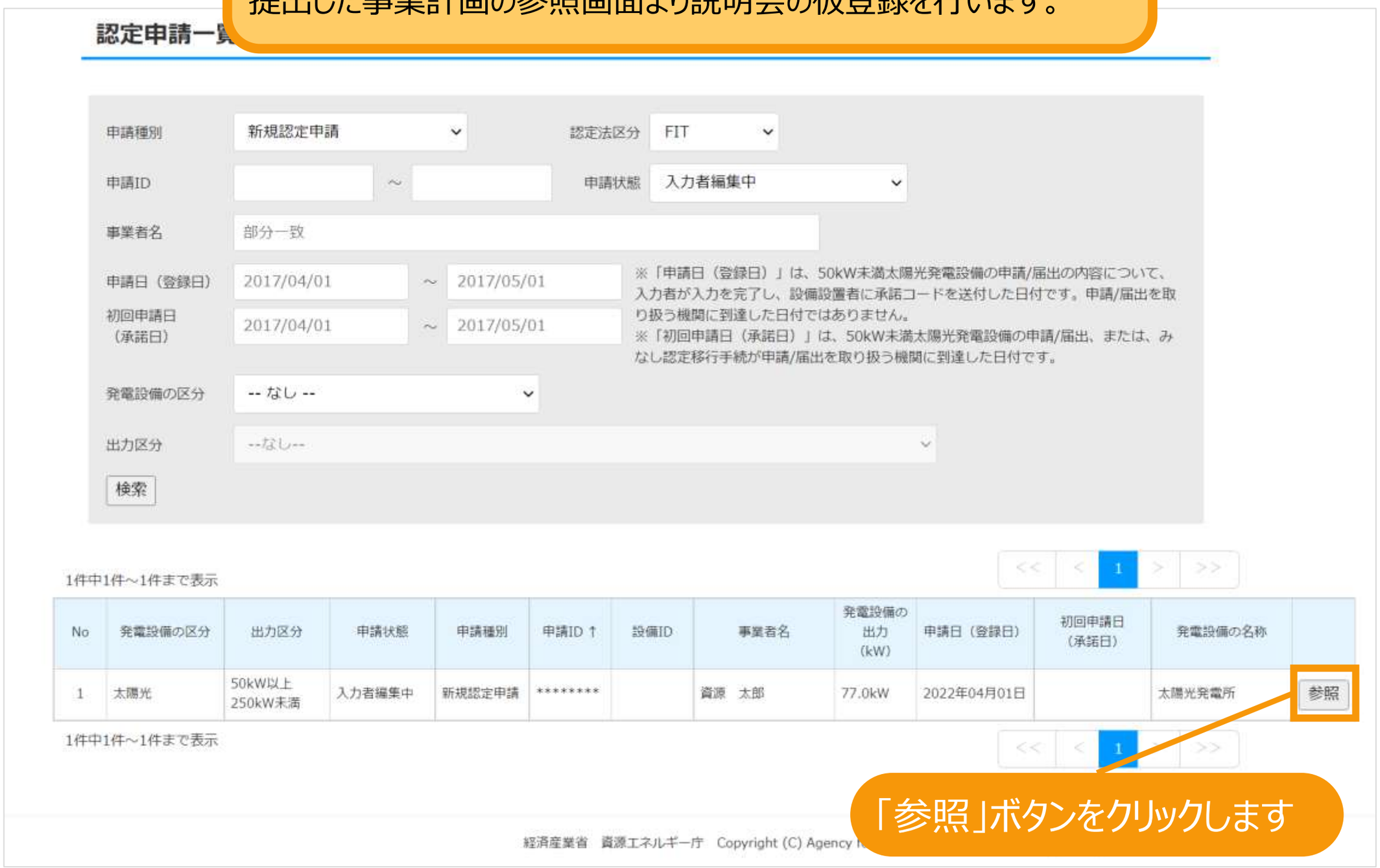

入札対象規模の事業が事業計画提出後に行う仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入札対象規模の事業が、事業計画提出後に仮登録を行う場合、提出した事業計画の参照画面より説明会の仮登録を行います。

再生可能

ログアウト

マイ

テムに関する
い合わせ

申請内容参照

申請情報

申請状態	入力者編集中
初回申請日（承諾日）	
不認定理由	

事業者情報

事業者自身が入力されていますか？	本人
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方
事業者のログインID	********
法人個人区分	個人
事業者名	しげん　たろう

「説明会情報登録」ボタンをクリックします
※仮登録画面に遷移します。
操作方法はP.18～31を参照してください。

申請書印刷　申請情報確定　申請情報確定（GビズIDでログイン）　編　集

説明会情報登録　削　除

※表示される他のボタンの数は申請状態により異なります。

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



認定申請までの規定の時期に複数回の説明会開催が必要な事業において、
当初仮登録時に時期が確定しておらず本登録までの間に事後的に登録する場合、
1回目の説明会のために行った仮登録情報を**編集して2回目以降の説明会情報の追加登録**を行います。

＜新規認定申請の仮登録の場合＞
①**P.32～36**の手順で1回目の説明会開催のために登録した仮登録を参照します
②編集ボタンから当該仮登録情報の編集画面へ進み、
　P.25～28の手順で説明会情報セクションにて「追加」ボタンから説明会情報の追加・入力をします
③その後は登録完了まで進めます（必要に応じて事業者の承諾手続きまで必ず行ってください。）
※説明会情報の追加以外の仮登録情報の変更は原則禁止されておりますので十分ご留意ください。

＜変更認定申請の仮登録の場合＞
①**P.77～82**の手順で1回目の説明会開催のために登録した仮登録を参照します
②編集ボタンから当該仮登録情報の編集画面へ進み、
　P.70～73の手順で説明会情報セクションにて「追加」ボタンから説明会情報の追加・入力をします
③その後は登録完了まで進めます（必要に応じて事業者の承諾手続きまで必ず行ってください。）
※説明会情報の追加以外の仮登録情報の変更は原則禁止されておりますので十分ご留意ください。

1回目の説明会開催のために登録した仮登録の参照 ▶ 1回目の説明会開催のために登録した仮登録の編集 ▶ 説明会情報の追加 ▶ 登録完了